

津 市 公 報	第 4 9 7 号 令和8年9月7日
目 次	
津市条例 津市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例 津市規則 津市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則 津市告示 地縁による団体の認可 地縁による団体の認可 地縁による団体の認可 津市議会の招集 令和8年熊本地震による市税に関する申告期限等の延長 指定緊急避難所の指定 津市公告 地域計画の変更 津都市計画の変更に係る縦覧 開発行為に関する工事の完了 地域計画の変更 公有財産売却に係る条件付一般競争入札の実施 建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行 津市上下水道事業告示 津市下水道排水設備指定工事店の効力停止 津市上下水道事業公告 建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札の執行 条件付一般競争入札の執行 津市監査委員告示 監査結果の公表	
※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。	

津市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例
をここに公布する。

令和 8 年 8 月 2 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 3 2 号

津市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する
条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、本市の議会の議員（以下「議員」という。）の職責及び
議会への市民の信頼の確保を踏まえ、議員が長期欠席により職務を果たせな
い場合又は市民の信頼に反し議員としての職責を果たせない場合に、当該議
員の議員報酬及び期末手当の支給に関し、津市議会の議員の議員報酬及び費
用弁償等に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 9 号。以下「議員報酬等条例」
という。）の特例として、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各
号に定めるところによる。

(1) 長期欠席 議員が療養、長期不在、自己都合その他の事由により、9 0
日を超えて議会の会議等に出席できなくなった場合をいう。

(2) 議会の会議等 次に掲げるものをいう。

ア 定例会及び臨時会の本会議

イ 津市議会委員会条例（平成 1 8 年津市条例第 2 6 5 号）の規定により
設置された委員会の会議

ウ 津市議会会議規則（平成 1 8 年津市議会規則第 1 号）第 9 7 条の規定
による議長の承認に基づく委員会が行う委員の派遣及び第 1 5 6 条に規
定する協議又は調整を行うための場の会議

エ 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 0 0 条第 1 3 項に規定す
る議員の派遣

(届出)

第3条 議員は、長期欠席となることが見込まれる場合（長期欠席の事由と同様の事由により現に議会の会議等を欠席している場合を含む。）は、議長が別に定める様式により、書面で議長に届け出なければならない。

2 議員は、前項の規定による届出をした後、議会の会議等に出席できることとなったときは、その旨を議長が別に定める様式により、書面で議長に届け出なければならない。

3 議員は、前2項の規定による届出の際には、医師の診断書等を添えなければならない。

（議員報酬の減額）

第4条 議員が長期欠席した場合における議員報酬の額は、議員報酬等条例の規定により支給されるべき議員報酬の額から、当該議員報酬の額に次の表の左欄に掲げる長期欠席期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる減額割合を乗じて得た額を減じた額とする。

長期欠席期間	減額割合
90日を超え180日以下であるとき	100分の20
180日を超え365日以下であるとき	100分の50
365日を超えるとき	100分の100

2 前項の規定は、議員が議会の会議等を欠席した日から起算して90日を経過した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から議会の会議等に出席した日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月。以下「解除月」という。）まで適用する。ただし、当該経過した日（その日が月の初日であるときを除く。）の属する月と解除月が同じ月にあたるときは、解除月は、その翌月とする。

3 前2項の規定により議員報酬を減額して支給する場合において、減額される月（以下「減額月」という。）の初日から末日までの間に減額割合が異なる場合の議員報酬の額は、その減額月の現日数を基礎として日割りにより計算する。

4 長期欠席をした議員が、当該長期欠席の期間（以下「前長期欠席の期間」という。）の末日の翌日から起算して1年以内の期間において同一の疾病等（病名が異なる場合であっても病因の同一性が認められる場合を含む。）により再度の長期欠席をした場合は、当該再度の長期欠席の期間と前長期欠席の期間（この項の規定により通算された期間を含む。）を通算するものとする。

(期末手当の減額)

第5条 議員報酬等条例第6条第1項に規定する基準日（以下「基準日」という。）以前6箇月以内の期間において長期欠席した場合の期末手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により支給されるべき期末手当の額から、基準日以前6箇月の期間の現日数を基礎として、当該基準日以前6箇月以内の期間における長期欠席の日数に応じて日割りにより計算して得た額を減じた額とする。

(適用除外)

第6条 次に掲げる事由により議員が議会の会議等を欠席した場合は、当該欠席期間は、長期欠席の期間に含めないものとする。

- (1) 公務上の災害又は通勤による災害が生じた場合（津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成18年津市条例第47号）第3条第2項の規定に基づく認定を受けた場合に限る。）
- (2) 議員の出産（出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間）
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第18条第1項に規定する患者又は無症状病原体保有者である場合
- (4) その他議長がやむを得ないと認める場合

(議員報酬の支給停止)

第7条 議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体を拘束される処分を受けたときは、議員報酬等条例第3条の規定にかかわらず、当該処分を受けた日から当該処分を解かれた日までの当該議員の議員報酬は、その月の現日数を基礎として日割りにより計算し、当該処分を受けた日の属する月からその支給を停止する。

- 2 前項の規定により議員報酬の支給を停止する場合において、その月の議員報酬の支給日が差し迫っていることにより当該支給を停止することができないとき、又は既にその月の議員報酬が支給されているときは、翌月以降の議員報酬又は期末手当から当該支給を停止すべき額を控除するものとする。

(期末手当の支給停止)

第8条 基準日において、前条第1項の規定により議員報酬の支給が停止されている議員の当該基準日に係る期末手当は、議員報酬等条例第6条第1項の規定にかかわらず、その支給を停止する。

(停止している議員報酬又は期末手当の支給)

第9条 第7条第1項の規定により支給を停止している議員報酬又は前条の規定により支給を停止している期末手当は、当該支給の停止の理由となった刑事事件につき公訴を提起しない処分があったとき、又は当該支給の停止の理由となった刑事事件の無罪判決が確定したときは、公訴を提起しない処分があった日又は無罪判決が確定した日の属する月の翌月の議員報酬の支給日に支給する。当該議員が辞職等によりその資格を失っているときも、同様とする。

(停止している議員報酬又は期末手当の不支給)

第10条 第7条第1項の規定により支給を停止している議員報酬又は第8条の規定により支給を停止している期末手当は、当該支給の停止の理由となった刑事事件につき有罪判決が確定したときは、議員報酬等条例第3条又は第6条第1項の規定にかかわらず、支給しないものとする。この場合において、これらの規定により支給を停止することとされた議員報酬又は期末手当が既に支給されているときは、当該議員報酬又は期末手当の支給を受けた議員は、これを返納しなければならない。

(減額等の効力)

第11条 この条例の規定により議員報酬又は期末手当を減額し、支給を停止し、又は支給しないこと（以下「議員報酬等の減額等」という。）とされた議員が、再び議員の資格を得た場合は、前任期中の議員報酬等の減額等の効力は及ばない。

(疑義の決定)

第12条 この条例の適用に関し、疑義が生じたときは、議長が議会運営委員会に諮って決定する。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年9月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に議会の会議等を欠席している議員に対して議員報酬を支給する場合における第4条第2項の規定の適用については、同項中「議員が議会の会議等を欠席した日」とあるのは、「この条例の施行の日」とする。

津市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 3 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 4 1 号

津市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、津市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例（令和 8 年津市条例第 4 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(学校給食の申込み)

第 3 条 学校給食費負担者は、あらかじめ市長に学校給食の申込みを行うものとする。

(学校給食の実施に係る学校)

第 4 条 条例第 3 条の規則で定める小学校、中学校、幼稚園及び義務教育学校は、津市立学校設置条例（平成 1 8 年津市条例第 2 3 2 号）第 2 条第 1 号の表に掲げる小学校（津市立栗真小学校国児分校を除く。）、同条第 2 号の表に掲げる中学校（津市立一身田中学校国児分校を除く。）、同条第 3 号の表に掲げる幼稚園（津市立巽ヶ丘幼稚園、津市立密柑山幼稚園、津市立桃園幼稚園、津市立戸木幼稚園、津市立榊原幼稚園、津市立のむら幼稚園及び津市立千里ヶ丘幼稚園を除く。）及び同条第 4 号の表に掲げる義務教育学校とする。

(学校給食費の額)

第 5 条 条例第 4 条第 3 項に規定する学校給食費の額（以下「日額」という。）は、別表第 1 のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、児童、生徒又は園児（以下「児童等」という。）について、食材に関して特別の配慮が必要であると認められる場合その他市長が特別の事情があると認める場合における日額は、同項に定める額の範囲

内で市長が別に定める額とする。

（学校給食費の納期限及び期別納付額）

第6条 条例第5条の規則で定める日（以下「納期限」という。）は、別表第2の左欄に掲げる期別及び同表の中欄に掲げる対象月の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる日とする。

2 学校給食費負担者は、日額に一の年度に学校給食を実施する予定の回数に乗じて得た額（以下「年間予定納付額」という。）を別表第2の左欄に掲げる期別に分けて納付するものとする。

3 各期別の納付額（以下「期別納付額」という。）は、別表第3に定める額とする。ただし、次の各号に掲げる学校給食費負担者の期別納付額は、当該各号に定める額とする。

(1) 臨時又は不定期に学校給食の提供を受けた学校給食費負担者 日額に当該期別の対象月において学校給食の提供を受けた回数に乗じて得た額

(2) 前条第2項の規定の適用を受けた児童等の保護者 別表第3に定める額の範囲内で市長が別に定める額

4 市長は、前3項の規定を適用することが相当でないと認めるときは、これらの規定にかかわらず、別に納期限、年間予定納付額又は期別納付額を定めることができる。

（学校給食費の納付方法）

第7条 学校給食費負担者は、学校給食費を口座振替の方法により納付するものとする。ただし、これにより難いと市長が認めるときは、納付書その他市長が認める方法により納付することができる。

（学校給食費の調整）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、学校給食費を調整することができる。

(1) 転入、転出その他の事由により、児童等その他学校給食の提供を受ける者が年度の途中から学校給食の提供を受け、又は受けることができないとき。

(2) 疾病その他の事由により、児童等その他学校給食の提供を受ける者が5日以上連続して学校給食の提供を受けることができないとき。

(3) 災害、感染症防止対策、学校行事その他のやむを得ない事由により予定していた学校給食の提供ができないとき。

(4) 前3号に定めるもののほか、市長が必要であると認めるとき。

- 2 調整する学校給食費の額、調整する時期等については、市長が別に定める。
(学校給食費の減免)

第9条 条例第6条の規定による学校給食費の減額又は免除（以下「減免」という。）は、児童等の保護者が災害、傷病、失業その他の事由により学校給食費を負担することが困難であると認められる場合に行うものとする。

- 2 前項の規定により学校給食費の減免を受けようとする児童等の保護者は、別に定める申請書を、市長に提出しなければならない。

- 3 前2項に定めるもののほか、学校給食費の減免に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(過誤納金の取扱い)

第10条 納付された学校給食費に過納又は誤納（以下「過誤納金」という。）がある場合は、学校給食費負担者に当該過誤納金を還付するものとする。ただし、当該学校給食費負担者に納期限を過ぎて未納となっている学校給食費又はこれに係る遅延損害金があるときは、当該過誤納金をその学校給食費又はこれに係る遅延損害金に充当することができる。

(督促)

第11条 第6条第1項の納期限までに学校給食費を納付しない者があるときは、市長は、納期限後20日以内に納付の期限を指定して督促状を発しなければならない。

- 2 前項の督促状に指定すべき納付の期限は、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日とする。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 学校給食の申込みの手続その他の必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

(令和8年度の学校給食費の納期限等に係る特例)

- 3 令和8年度における第6条第1項から第3項までの規定の適用については、

同条第 1 項及び第 2 項中「別表第 2」とあるのは「附則別表第 1」と、同条第 3 項中「別表第 3」とあるのは「附則別表第 2」とする。

附則別表第 1 （附則第 3 項関係）

期別	対象月	納期限
第 1 期	9 月分	1 1 月 2 日
第 2 期	1 0 月分	1 1 月 3 0 日
第 3 期	1 1 月分	1 2 月 2 5 日
第 4 期	1 2 月分	2 月 1 日
第 5 期	1 月分	3 月 1 日
第 6 期	2 月分及び 3 月分	3 月 3 1 日

附則別表第 2（附則第 3 項関係）

区分	第 1 期から 第 5 期まで	第 6 期
小学校及び義務教育学校前期課程の児童及び当該児童と同様の学校給食の提供を受ける者	4, 3 0 0 円	令和 8 年度における年間 予定納付額から第 1 期から第 5 期までの期別納付額の合計額を減じて得た額
中学校及び義務教育学校後期課程の生徒及び当該生徒と同様の学校給食の提供を受ける者	4, 8 0 0 円	
幼稚園の園児及び当該園児と同様の学校給食の提供を受ける者	4, 1 0 0 円	
備考 別表第 1 備考の適用を受ける学校給食費負担者に係る期別納付額（第 6 期を除く。）は、各期の期別納付額に当該対象月に係る当該物価高騰支援額相当額を加算した額とする。		

別表第 1 （第 5 条関係）

区分	日額
小学校及び義務教育学校前期課程の児童及び当該児童と同様の学校給食の提供を受ける者	2 5 5 円
中学校及び義務教育学校後期課程の生徒及び当該生徒と同様の学校給食の提供を受ける者	2 8 5 円
幼稚園の園児及び当該園児と同様の学校給食の提供を受ける者	2 5 0 円
備考 学校給食費に係る物価高騰支援を実施している場合にあっては、学校給食費負担者のうち、児童等の保護者以外の者に係る日額はそれぞれ当該物価高騰支援額相当額を加算した額とする。	

別表第 2（第 6 条関係）

期別	対象月	納期限
第 1 期	4 月分及び 5 月分	6 月末日
第 2 期	6 月分	7 月末日
第 3 期	7 月分	9 月末日
第 4 期	9 月分	1 0 月末日
第 5 期	1 0 月分	1 1 月末日
第 6 期	1 1 月分	1 2 月 2 5 日
第 7 期	1 2 月分	1 月末日
第 8 期	1 月分	2 月末日
第 9 期	2 月分及び 3 月分	3 月末日

別表第 3（第 6 条関係）

区分	第 1 期	第 2 期から 第 8 期まで	第 9 期
小学校及び義務教育学校前期課程の児童及び当該児童と同様の学校給食の提供を受ける者	8, 6 0 0 円	4, 3 0 0 円	年間予定納付額から第 1 期から第 8 期までの期別納付額の合計額を減じて得た額
中学校及び義務教育学校後期課程の生徒及び当該生徒と同様の学校給食の提供を受ける者	9, 6 0 0 円	4, 8 0 0 円	
幼稚園の園児及び当該園児と同様の学校給食の提供を受ける者	8, 2 0 0 円	4, 1 0 0 円	
備考 別表第 1 備考の適用を受ける学校給食費負担者に係る期別納付額（第 9 期を除く。）は、各期の期別納付額に当該対象月に係る当該物価高騰支援額相当額を加算した額とする。			

津市告示第 2 3 8 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、令和元年津市告示第 8 8 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 8 月 1 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

東上野自治会

2 代表者の氏名及び住所の変更

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 4 年 5 月 7 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 2 3 9 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、令和元年津市告示第 8 8 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 8 月 1 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

東上野自治会

2 代表者の氏名及び住所の変更

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 6 年 5 月 2 6 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 2 4 0 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、令和元年津市告示第 8 8 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 8 月 1 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

東上野自治会

2 代表者の氏名及び住所の変更

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 8 年 6 月 1 4 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 2 4 1 号

令和 8 年第 3 回津市議会定例会を次のとおり招集する。

令和 8 年 8 月 2 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 招集の日

令和 8 年 8 月 2 7 日

2 招集の場所

津市議会議事堂

津市告示第 2 4 2 号

津市市税条例（平成 1 8 年津市条例第 7 1 号）第 1 8 条の 2 第 1 項の規定により、申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下「申告等」という。）に関する期限を次に掲げる地域の住所又は主たる事務所若しくは事業所を所有する者については、延長するので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 8 月 2 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 延長に係る地域

都道府県名	指定地域
熊 本 県	八代市 宇土市 宇城市 八代郡氷川町

2 延長等に係る申告等

令和 8 年 7 月 2 8 日以降に期限が到来する申告等

3 延長後の期限

別途告示で定める日

津市告示第 2 4 3 号

災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 4 9 条の 4 第 1 項の規定により指定緊急避難場所を指定したので、同法第 4 9 条の 4 第 3 項規定により告示する。

令和 8 年 8 月 2 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 指定緊急避難場所の指定

施設名・ 場所	所在地	対象とする異常な現象の種類							
		洪水	土砂	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水 氾濫	火山 現象
県庁前 公園	津市栄町一 丁目 9 5 6 番地			○	○				

津市公告第 1 1 1 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 9 条第 1 項に規定する地域計画を別紙のとおり変更しましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

なお、別紙は省略し、津市農林水産部農林水産政策課において縦覧に供します。

令和 8 年 8 月 1 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市公告第 1 1 2 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 7 条第 1 項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 7 条第 2 項の規定により、縦覧期間満了の日までに津市に意見書を提出することができます。

令和 8 年 8 月 1 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 都市計画の種類及び名称

津都市計画用途地域

津都市計画下水道

津市単独公共下水道

2 都市計画を定める土地の地区

都市計画の図書において表示する。

3 縦覧場所

津市都市計画部都市政策課

4 縦覧期間

自 令和 8 年 8 月 1 8 日

至 令和 8 年 9 月 1 日

津市公告第 1 1 3 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

令和 8 年 8 月 2 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
令和 8 年 8 月 1 9 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市新町二丁目 8 1 番 3 3
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市新町二丁目 5 番 1 号
伊藤 忠明

津市公告第 1 1 4 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 9 条第 1 項に規定する地域計画を別紙のとおり変更しましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

なお、別紙は省略し、津市農林水産部農林水産政策課において縦覧に供します。

令和 8 年 8 月 2 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市公告第 1 1 5 号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 4 条の規定により公告します。

令和 8 年 8 月 2 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 入札に付する事項

(1) 件名

令和 8 年度第 4 回津市公有財産売却

(2) 物件の概要

物件 番号	概要					特記 事項
	区分	所在	地番	登記地目	登記地積	
1	土地	津市雲出伊倉津町字二十二割	1473 番 3	宅地	1435.12 m ²	別紙① 物件調 書のと おり
2	土地	津市豊が丘五丁目	2386 番 334	雑種地	500 m ²	別紙② 物件調 書のと おり
3	土地	津市高洲町	1165 番 3	宅地	989.88 m ²	別紙③ 物件調 書のと おり

(3) 各物件に関する特記事項

ア 別紙各「物件調書」（公有財産売買契約書の物件調書を含みます。）

の内容と各物件の引渡し時の現地の状況に相違がある場合は、これらの物件調書の内容にかかわらず、現状有姿により引き渡します。

イ 本市は、別紙各「物件調書」に特別の記載がある場合を除いて、各物件における地中埋設物、土壌汚染等の有無に係る調査は実施しておらず、現在本市においてこれらの存在を認知していません。物件の引渡し後に、地中埋設物、土壌汚染等が判明又は不具合等が発生した場合でも、本市は契約不適合責任を負わず、落札者は、本市に対し、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償請求及び契約の解除権を行使することはできません。

ウ 各物件の土地の地積は、不動産登記の表示によるものとし、本市は、各物件に係る境界の明示責任を負いません。また、各物件の土地の不動産登記の表示による面積と実測による面積に相違がある場合であっても、本市及び落札者は、売買代金の増減請求その他の請求を行わないこととします。

エ 別紙各「物件調書」に記載の事項のほか、売買物件に品質又は数量等に関してこの契約の内容に適合しないものが発見された場合であっても、

本市は売買物件の契約不適合責任を負いません。また、落札者は、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、売買契約の解除及び損害賠償請求をすることができません。

2 入札参加の資格

入札に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当しない者としします。

- (1) 国税並びに地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による都道府県民税、市町村民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税を滞納している者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職及び同条第3項に規定する特別職に属する津市職員である者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）と認められる者
- (5) 経営又は運営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められる者、反社会的勢力と知りながら、これを不当に利用したと認められる者
- (6) 反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者
- (7) 反社会的勢力と密接な関係又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (8) 法人その他団体の役員等（非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者をいいます。）のうち第3号から前号までのいずれかに該当する者があるもの
- (9) 民法（明治29年法律第89号）第120条第1項に規定する制限行為能力者（未成年者、成年被後見人等。以下「制限行為能力者」といいます。）に該当すると認められる者（制限行為能力者の法定代理人が代理し、又は同意した場合を除きます。）
- (10) 津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）による指名停

止等を受けている者

- (11) 過去に本市との契約条件に違反し、又は違反行為に関与した者
- (12) 日本語が理解できない者
- (13) 日本国内に住所及び連絡先がない者
- (14) 本市が定める津市インターネット公有財産売却ガイドライン及びK S I 官公庁オークション（紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公有財産売却システムをいい、以下「売却システム」といいます。）に関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、遵守できない者

3 入札参加申込み

(1) 入札参加仮申込手続

ア 申込方法 売却システムで入札参加の操作を行ってください。操作後、登録アドレス宛てに手続が完了した旨の電子メールが届きます。

イ 申込期間 令和8年9月9日（水）午後1時から同月29日（火）午後2時まで

(2) 入札参加申込手続（本申込）

ア 申込方法 仮申込みを行った後、下記(3)の必要書類を本市に郵送又は直接持参により提出するほか(4)のとおり入札保証金を納付してください。本市の確認後、登録アドレス宛てに手続が完了した旨の電子メールが届きます。

イ 手続期限 令和8年10月8日（木）午後2時まで

(3) 必要書類

- ア 津市公有財産売却入札参加申込書兼入札保証金の取り扱いに係る意思表示及び返還請求書（以下「入札参加申込書」といいます。）
- イ 履歴事項全部証明書（個人又は個人事業主の場合は、住民票の写し）
- ウ 印鑑証明書（個人又は個人事業主の場合は、印鑑登録証明書）
- エ 市町村税完納証明書
完納証明書を発行していない市区町村の場合は、下記の証明書に該当する全てのものについて、それぞれ直近2年度分を提出してください。
 - (ア) 市町村民税の納税証明書又は非課税証明書
 - (イ) 固定資産税・都市計画税の納税証明書又は非課税証明書
 - (ウ) 軽自動車税の納税証明書又は非課税証明書
- オ 誓約書

※ 一度提出した書類については、理由にかかわらず一切返却できません。

- ※ ア、オの書類は、津市ホームページからダウンロードし、又は入札参加申込期限まで下記の窓口にて配布します。
- ※ 提出先は、〒514-8611 三重県津市西丸之内23番1号 津市政策財務部財産管理課財産活用・建築修繕支援担当とします。
- ※ イからエまでの書類については、いずれも申込日において発行後3箇月以内の原本に限ります。
- ※ 一つの物件を複数の者で共有する目的で入札に参加を希望する場合や、制限行為能力者の入札参加を希望する場合は別途必要書類について協議してください。

(4) 入札保証金の納付

入札参加者は、入札しようとする物件ごとに、下記4において示す「入札保証金」を本市が指定する金融機関の口座に令和8年10月8日（木）午後2時までに納付してください。

- ※ 口座番号については、入札参加仮申込手続の後、登録アドレス宛てに電子メールでお知らせします。
- ※ 入札参加申込者が入札保証金を金融機関に納付してから、本市が納付完了を確認するまで数開庁日を要します。原則として、上記期限までに本市が入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。ただし、入札保証金を銀行振り込み等により納付したことを書面で証明できる場合において、上記期限までに、当該書面の写しをメール又はファクス等で本市に送付し、確認を受けた時は、この限りではありません。
- ※ 入札保証金は、入札の終了後に所定の手続を経て、入札参加申込書に指定した口座に振込して返還します。なお、落札者においては、契約保証金に充当します。
- ※ 入札保証金には、利息は付しません。

4 予定価格（最低入札価格）及び入札保証金の額

物件番号	所 在	予定価格 (最低入札価格)	入札保証金の額
1	津市雲出伊倉津町字二十二割1473番3	10,919,370 円	1,201,200 円
2	津市豊が丘五丁目2386番334	4,148,970 円	456,400 円

3	津市高洲町 1165 番 3	6, 040, 000 円	664, 400 円
---	----------------	---------------	------------

5 入札について

(1) 入札期間

令和 8 年 1 0 月 1 3 日（火）午後 1 時から同月 2 1 日（水）午後 1 時まで

(2) 開札

令和 8 年 1 0 月 2 1 日（水）午後 1 時以降に行います。

(3) 入札方法

売却システムで入札価格を登録（一度のみ可能）してください。なお、入札価格の登録は、予定価格（最低入札価格）以上の額で行わなければなりません。

(4) 入札をなかったものとする取扱い

2 の入札参加の資格を満たさない者が行った入札について、当該入札を取り消し、当該入札がなかったものとして取り扱うことがあります。

(5) 入札の中止

不正な行為等により一般競争入札の公正な競争が妨げられると判断できる場合又は災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止することがあります。

6 落札者の決定

(1) 売却システムでの入札において、本市が定める予定価格以上の最高の価格の入札者をもって落札者と決定します。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、売却システムにおける自動抽選で落札者を決定します。

(3) 落札者には、登録アドレスに落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

(4) 入札参加の資格を満たさない者が落札した場合又は入札金額の入力間違いなどの場合により、落札の決定が取り消された場合は、7 の契約を締結することができません。

7 契約について

(1) 契約の締結

落札者決定後、本市と落札者は、契約を締結することになります。契約は、本市が落札者から提出された契約書に記名・押印したときに成立しま

す。

(2) 提出書類

次に掲げる書類等を令和8年11月10日（火）午後4時までに本市に提出してください。

ア 公有財産売買契約書

本市から2部送付しますので、2部ともに記名・押印を行った上で、1部のみに収入印紙を貼付して、2部とも提出してください。本市による記名・押印後、1部を落札者へ返送します。

イ 登録免許税法（昭和42年法律第35号）に定める登録免許税相当分の収入印紙又は登録免許税を納付したことを証する領収証書。なお、登録免許税額は下記のとおり

物件番号1	189,600円
物件番号2	127,800円
物件番号3	122,800円

8 契約保証金

(1) 落札者から提出された入札参加申込書に基づき、入札保証金の全額を本市が算定した契約保証金（契約金額の100分の10以上の額）に充当するものとし、充当後、なお不足する契約保証金がある場合は、本市が別途指定する方法により令和8年11月10日（火）午後4時までに当該不足分の契約保証金を納付してください。

(2) 納付された契約保証金は、その全額を売買代金に充当します。

(3) 落札者が、正当な理由なく契約書提出期日（令和8年11月10日（火））までに契約書を提出せず、本市が催告をしたにもかかわらず、契約書を提出しなかった場合は、本市は落札決定を取り消し、契約保証金は本市に帰属します。

9 契約に付す条件の概要

契約に付す条件の概要は、次の各号のとおりです。詳細は、物件ごとの契約書案（別紙④、⑤及び⑥）で確認してください。

(1) 本市は、各物件の引渡しまでの危険負担を負いません。

(2) 本市は、契約不適合責任（知れていない事項を含みます。）を負いません。

(3) 各物件において、工作物、構築物、残置物、立木その他土地の定着物及び地中埋設物の撤去並びに造成及び整地を必要とする場合であっても、本

市は当該行為に係る費用の一切を負担しません。

- (4) 各物件の所有権移転後、本物件について、関係法令の規制上、建物の建築、建替え、用途変更、土地の形質変更等が可能か否か、本市は承知していませんので、これらの行為の可否に関し、本市はその一切の責任を負いません。

10 売買代金の支払期限及び支払方法

売買代金（売買代金から契約保証金を差し引いた残額）は、令和8年11月20日（金）午後4時までに、本市の発行する納付書により納付しなければなりません。

11 所有権の移転及び引渡し

物件の所有権の移転及び引渡しは、売買代金の全額納付があった時に所有権が移転するものとし、同時に引き渡すものとします。

なお、所有権移転登記は本市が行いますが、所有権の移転登記に必要な登録免許税は落札者の負担となります。

12 契約に関する諸費用

次の各号に掲げる契約に関する諸費用は、全て落札者の負担となります。

- (1) 印紙税法（昭和42年法律第23号）及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定に基づく印紙税（契約書に収入印紙を貼付）
- (2) 物件引渡しに要する費用
- (3) 所有権の移転登記に必要な登録免許税等
- (4) その他契約に要する費用

13 その他入札参加申込みに当たっての留意事項

入札参加者は、入札しようとする物件について、本入札公告及び物件調書並びに契約書案、売却システム、津市ホームページ記載の全ての内容について十分に理解し、了承している場合に限り、入札に参加できるものであり、これらの内容の全部又は一部につき、了承できない部分がある場合は、入札に参加することができません。このほか、入札参加者は、次の各号に掲げる事項について了承の上で入札参加申込みを行ってください。

- (1) 物件に係る現地説明会等は開催しないため、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制について調査確認をすること。なお、物件の敷地等を随時見ていただくことは可能である。

また、入札公告及び物件調書等の内容と現地に相違がある場合は、現地を優先するものとする。

- (2) 物件の所有権移転後、物件敷地内への進入路又は敷地の出入口を確保するため敷地及び敷地周辺を加工する場合、落札者が関係機関と協議の上、関係法令に従い、落札者の負担により行うこと。
- (3) 落札後の契約及び所有権移転登記は、入札参加申込書に記載された名義で行うこと。
- (4) 入札参加申込みに係る物件の変更及び取下げは、申込みの受付期間内に限って行うことができること。
- (5) 申込関係書類の提出は、郵送（書留等記録が残る方法）又は直接持参により行い、電話又はファクス等による申込みはできないこと。
- (6) 入札結果については、入札参加申込者の名称（氏名）、入札価格その他入札に関する結果を公表することがあること。

問い合わせ先

津市政策財務部財産管理課

財産活用・建築修繕支援担当

電話番号 059-229-3126

F A X 059-229-3444

津市公告第 1 1 6 号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 4 条の規定により、次のとおり公告します。

令和 8 年 8 月 3 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年8月31日		工 事 担 当 課	津南工事事務所		
工 事 名	令和8年度南河維第2号 準用河川古井谷川河道整備工事					
工 事 場 所	津市榊原町地内					
工 事 概 要	河床等掘削 120m3					
工 期	契約締結日から起算して 119 日間					
発 注 業 種	土木一式					
参 加 資 格 関 係 事 項	建設業許可	特定・一般				
	所在地要件	市内本店				
	格 付 要 件	あり				
	地 域 ・ 格 付 要 件	【7°ロック】 久居	【地区】 久居	【格付】 C・B・A2・A1		
		【7°ロック】 久居	【地区】 一志・白山	【格付】 C		
		【7°ロック】	【地区】	【格付】		
	同 種 工 事 実 績 要 件					
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)			
		現場代理人	常駐配置 (主任技術者と兼務可)			
その他要件						
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和8年9月3日	次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合)受付時間:開庁日の午前8時45分から午後4時まで (FAXの場合)提出期限日の午後5時まで			
	回 答 日	令和8年9月8日	津市入札情報公開システムにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当 (津市役所本庁舎7階) 又は F A X 059-229-3333				
入札方法等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる				
	入札期間	令和8年9月1日		から	令和8年9月11日	まで
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。				
開 札 日 時 及 び 場 所	令和8年9月16日 午前9時00分 津市役所 (本庁舎) 7 階 入札室					
予 定 価 格	6,905,000 円 (税抜き)					
最低制限価格	有	積 算 内 訳 書		要		
契約保証金	契約金額の100分の10以上		入 札 保 証 金		免 除	
前 金 払	有	部 分 払		無		
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・ 津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて(令和8年4月以降公告分より)」のとおり郵送してください。 ・ 本件は、ナフサ由来の建設資材に対する特例措置の対象工事です。 ・ 土日完全週休2日制工事(発注者指定型 経費補正なし)の試行案件です。					

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年8月31日		工 事 担 当 課	農業基盤整備課	
工 事 名	令和8年度農基環第1号 野田地内水路改修工事				
工 事 場 所	津市野田地内				
工 事 概 要	現場打開渠工 44.5m				
工 期	契約締結日から起算して 96 日間				
発 注 業 種	土木一式				
参 加 資 格 関 係 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【7°ロック】 津・香良洲	【地区】 津・香良洲	【格付】 D	
		【7°ロック】	【地区】	【格付】	
		【7°ロック】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置 (主任技術者と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 等 関 係 質 問	提 出 期 限	令和8年9月3日	次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合)受付時間:開庁日の午前8時45分から午後4時まで (FAXの場合)提出期限日の午後5時まで		
	回 答 日	令和8年9月8日	津市入札情報公開システムにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当 (津市役所本庁舎7階) 又は F A X 059-229-3333			
入札方法等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる			
	入札期間	令和8年9月1日 から 令和8年9月11日 まで			
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和8年9月16日 午前9時10分 津市役所 (本庁舎) 7 階 入札室				
予 定 価 格	6,795,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有	積 算 内 訳 書	要		
契約保証金	契約金額の100分の10以上	入 札 保 証 金	免 除		
前 金 払	有	部 分 払	無		
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて(令和8年4月以降公告分より)」のとおり郵送してください。 ・本件は、ナフサ由来の建設資材に対する特例措置の対象工事です。 ・土日完全週休2日制工事(発注者指定型 経費補正なし)の試行案件です。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年8月31日		工 事 担 当 課	建設整備課	
工 事 名	令和8年度建整道維第1号 一身田大古曽及び一身田町地内道路改修工事				
工 事 場 所	津市一身田大古曽及び一身田町地内				
工 事 概 要	場所打擁壁工 一式 プレキャスト擁壁工 8m 照明灯 1基 表層 200m2				
工 期	契約締結日から起算して 110 日間				
発 注 業 種	土木一式				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】 津・香良洲	【地区】 津・香良洲		【格付】 D
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】		【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】		【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置 (主任技術者と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和8年9月3日	次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合)受付時間:開庁日の午前8時45分から午後4時まで (FAXの場合)提出期限日の午後5時まで		
	回 答 日	令和8年9月8日	津市入札情報公開システムにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当 (津市役所本庁舎 7 階) 又は F A X 059-229-3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる			
	入札期間	令和8年9月1日		から	令和8年9月11日
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和8年9月16日 午前9時20分 津市役所 (本庁舎) 7 階 入札室				
予 定 価 格	5,922,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有	積 算 内 訳 書		要	
契約保証金	契約金額の100分の10以上		入 札 保 証 金		免 除
前 金 払	有	部 分 払		無	
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・ 津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて (令和8年4月以降公告分より)」のとおり郵送してください。 ・ 本件は、ナフサ由来の建設資材に対する特例措置の対象工事です。 ・ 土日完全週休2日制工事 (発注者指定型 経費補正なし) の試行案件です。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年8月31日		工 事 担 当 課	農業基盤整備課		
工 事 名	令和8年度農基補第2号 白山町佐田地内水路改修工事					
工 事 場 所	津市白山町佐田地内					
工 事 概 要	柵渠工 72.3m					
工 期	契約締結日から起算して 60 日間					
発 注 業 種	土木一式					
参 加 資 格 関 係 事 項	建設業許可	特定・一般				
	所在地要件	市内本店				
	格 付 要 件	あり				
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】久居	【地区】白山	【格付】D・C・B・A2・A1		
		【ﾌﾟﾛｯｸ】久居	【地区】久居・一志・美杉	【格付】D		
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】		
	同 種 工 事 実 績 要 件					
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)			
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)			
その他要件						
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和8年9月3日	次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合)受付時間:開庁日の午前8時45分から午後4時まで (FAXの場合)提出期限日の午後5時まで			
	回 答 日	令和8年9月8日	津市入札情報公開システムにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階)又はFAX 059-229-3333				
入札方法等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる				
	入札期間	令和8年9月1日		から	令和8年9月11日	まで
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。				
開 札 日 時 及 び 場 所	令和8年9月16日 午前9時30分 津市役所(本庁舎)7階 入札室					
予 定 価 格	3,899,000 円 (税抜き)					
最低制限価格	有	積 算 内 訳 書		要		
契約保証金	免 除	入 札 保 証 金		免 除		
前 金 払	有	部 分 払		無		
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて(令和8年4月以降公告分より)」のとおり郵送してください。 ・本件は、ナフサ由来の建設資材に対する特例措置の対象工事です。 ・土日完全週休2日制工事(発注者指定型 経費補正なし)の試行案件です。					

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年8月31日		工 事 担 当 課	農業基盤整備課	
工 事 名	令和8年度農基補第3号 一志町大仰地内水路改修工事				
工 事 場 所	津市一志町大仰地内				
工 事 概 要	プレキャスト開渠工 18.0m				
工 期	契約締結日から起算して 96 日間				
発 注 業 種	土木一式				
参 加 資 格 関 係 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【7°ロック】 久居	【地区】 一志	【格付】 D・C・B・A2・A1	
		【7°ロック】 久居	【地区】 久居・白山・美杉	【格付】 D	
		【7°ロック】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 等 関 係 質 問	提 出 期 限	令和8年9月3日	次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合)受付時間:開庁日の午前8時45分から午後4時まで (FAXの場合)提出期限日の午後5時まで		
	回 答 日	令和8年9月8日	津市入札情報公開システムにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階)又はFAX 059-229-3333			
入札方法等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる			
	入札期間	令和8年9月1日 から 令和8年9月11日 まで			
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和8年9月16日 午前9時40分 津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予 定 価 格	3,667,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有	積 算 内 訳 書	要		
契約保証金	免 除	入 札 保 証 金	免 除		
前 金 払	有	部 分 払	無		
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて(令和8年4月以降公告分より)」のとおり郵送してください。 ・本件は、ナフサ由来の建設資材に対する特例措置の対象工事です。 ・土日完全週休2日制工事(発注者指定型 経費補正なし)の試行案件です。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年8月31日		工 事 担 当 課	建設整備課
工 事 名	令和7年度建整街補第18号 半田久居線道路改良(交通安全施設)工事(その2)			
工 事 場 所	津市半田地内			
工 事 概 要	路側防護柵工 292m			
工 期	契約締結日から起算して 119 日間			
発 注 業 種	とび・土工・コンクリート			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	A 1 ・ A 2		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件	過去15年間(平成23年度以降)に施工が完了した官公庁等元請又は下請実績で以下のとおり とび・土工・コンクリート工事等で発注された安全施設設置工事等(土木一式工事等に含まれる ものを除く)		
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置 (主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和8年9月3日	次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合)受付時間:開庁日の午前8時45分から午後4時まで (FAXの場合)提出期限日の午後5時まで	
	回 答 日	令和8年9月8日	津市入札情報公開システムにて回答	
	提 出 先	調達契約課工事契約担当 (津市役所本庁舎7階) 又は F A X 059-229-3333		
入札方法等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる		
	入札期間	令和8年9月1日 から 令和8年9月11日 まで		
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和8年9月16日 午前9時50分 津市役所 (本庁舎) 7階 入札室			
予 定 価 格	7,789,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有	積 算 内 訳 書	要	
契約保証金	契約金額の100分の10以上	入 札 保 証 金	免 除	
前 金 払	有	部 分 払	無	
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・ 津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて(令和8年4月以降公告分より)」のとおり郵送してください。 ・ 同種工事実績要件における官公庁等とは、国の機関(独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。)、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業(交通(鉄道、空港)、資源エネルギー(電気、ガス、石油)、通信会社等)とする。 ・ 本件は、ナフサ由来の建設資材に対する特例措置の対象工事です。 ・ 土日完全週休2日制工事(発注者指定型 経費補正なし)の試行案件です。			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年8月31日		工 事 担 当 課	建設整備課
工 事 名	令和8年度建整公園補第2号 岩田池公園園路整備に伴う堤体付属物(スライドゲート)設置工事			
工 事 場 所	津市西阿漕町岩田地内			
工 事 概 要	スライドゲート 1基 階段 1箇所			
工 期	契約締結日から起算して 132 日間			
発 注 業 種	鋼構造物			
参 加 資 格 等 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	東海三県（三重県、愛知県、岐阜県）内本店又は支店等		
	格 付 要 件	なし		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件	過去15年間(平成23年度以降)に施工が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり 鋼構造物工事で発注された四方水密ゲートの製作又は据付工事		
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）	
その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること(審査基準日:令和6年10月1日～令和7年9月30日)			
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和8年9月3日	次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合)受付時間:開庁日の午前8時45分から午後4時まで (FAXの場合)提出期限日の午後5時まで	
	回 答 日	令和8年9月8日	津市入札情報公開システムにて回答	
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎 7 階）又は F A X 059－229－3333		
入札方法等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる		
	入札期間	令和8年9月1日 から 令和8年9月11日 まで		
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和8年9月16日 午前10時00分 津市役所（本庁舎）7 階 入札室			
予 定 価 格	7,237,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	有	積 算 内 訳 書	要	
契約保証金	契約金額の100分の10以上	入 札 保 証 金	免 除	
前 金 払	有	部 分 払	無	
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて（令和8年4月以降公告分より）」のとおり郵送してください。 ・同種工事实績要件における官公庁等とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。）、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業（交通（鉄道、空港）、資源エネルギー（電気、ガス、石油）、通信会社等）とする。 ・本件は、ナフサ由来の建設資材に対する特例措置の対象工事です。 ・土日完全週休2日制工事（発注者指定型 経費補正なし）の試行案件です。			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年8月31日		工 事 担 当 課	建設整備課
工 事 名	令和8年度建整道維補第1号 上浜町大谷町第1号線路面標示設置工事			
工 事 場 所	津市羽所町地内			
工 事 概 要	路面標示工 11m			
工 期	契約締結日から起算して 149 日間			
発 注 業 種	塗装			
参 加 資 格 関 係 項 事	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	A 1 ・ A 2		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件	過去15年間(平成23年度以降)に施工が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり 塗装工事で発注された路面標示・ライン設置工事等(舗装工事等に含まれるものを除く)		
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置 (主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 等 関 係 質 問	提 出 期 限	令和8年9月3日 次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合)受付時間:開庁日の午前8時45分から午後4時まで (FAXの場合)提出期限日の午後5時まで		
	回 答 日	令和8年9月8日 津市入札情報公開システムにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当 (津市役所本庁舎 7 階) 又は F A X 059-229-3333		
入札方法等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる		
	入札期間	令和8年9月1日 から 令和8年9月11日 まで		
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和8年9月16日 午前10時10分 津市役所 (本庁舎) 7 階 入札室			
予 定 価 格	6,112,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有	積 算 内 訳 書	要	
契約保証金	契約金額の100分の10以上	入 札 保 証 金	免 除	
前 金 払	有	部 分 払	無	
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて (令和8年4月以降公告分より)」のとおり郵送してください。 ・同種工事实績要件における官公庁等とは、国の機関 (独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。)、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業 (交通 (鉄道、空港)、資源エネルギー (電気、ガス、石油)、通信会社等) とする。 ・本件は、ナフサ由来の建設資材に対する特例措置の対象工事です。 ・土日完全週休2日制工事 (発注者指定型 経費補正なし) の試行案件です。			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年8月31日		工 事 担 当 課	営繕課
工 事 名	令和8年度営環施第22号 津市クリーンセンターおおたか排水設備改修工事			
工 事 場 所	津市森町地内			
工 事 概 要	排水設備改修 中継ポンプ槽 1基 汚水ポンプ 0.75kw×2台 1組 ※上記に係る機械設備工事 一式			
工 期	契約締結日から起算して 128 日間			
発 注 業 種	管			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】 久居	【地区】 久居・一志・白山・美杉	【格付】 B・A
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】 安芸	【地区】 芸濃・美里・安濃	【格付】 B
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置 (主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和8年9月3日 次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合)受付時間:開庁日の午前8時45分から午後4時まで (FAXの場合)提出期限日の午後5時まで		
	回 答 日	令和8年9月8日 津市入札情報公開システムにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当 (津市役所本庁舎 7 階) 又は F A X 059-229-3333		
入札方法等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる		
	入札期間	令和8年9月1日 から 令和8年9月11日 まで		
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和8年9月16日 午前10時20分 津市役所 (本庁舎) 7 階 入札室			
予 定 価 格	6,559,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有	積 算 内 訳 書	要	
契約保証金	契約金額の100分の10以上	入 札 保 証 金	免 除	
前 金 払	有	部 分 払	無	
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて (令和8年4月以降公告分より)」のとおり郵送してください。 ・本件は、ナフサ由来の建設資材に対する特例措置の対象工事です。			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年8月31日		工 事 担 当 課	一志総合支所地域振興課
工 事 名	令和8年度一地第2－1号 津市とことめの里一志高圧引込用負荷開閉器取替修繕			
工 事 場 所	津市一志町井閑地内			
工 事 概 要	受変電設備取替修繕 高圧引込用負荷開閉器 1台 ※上記に係る電気設備修繕 一式			
工 期	契約締結日から起算して 104 日間			
発 注 業 種	電気			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】久居	【地区】一志・久居・白山・美杉	【格付】A 1 ・ A 2
		【ブロック】安芸	【地区】河芸・芸濃・美里・安濃	【格付】A 1 ・ A 2
		【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】A 1 ・ A 2
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）	
その他要件				
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和8年9月3日 次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合)受付時間:開庁日の午前8時45分から午後4時まで (FAXの場合)提出期限日の午後5時まで		
	回 答 日	令和8年9月8日 津市入札情報公開システムにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階）又はFAX 059－229－3333		
入札方法等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる		
	入札期間	令和8年9月1日 から 令和8年9月11日 まで		
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和8年9月16日 午前10時30分 津市役所（本庁舎）7階 入札室			
予 定 価 格	1,802,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	無	積 算 内 訳 書	要	
契約保証金	免 除	入 札 保 証 金	免 除	
前 金 払	無	部 分 払	無	
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて（令和8年4月以降公告分より）」のとおり郵送してください。 ・本件は、ナフサ由来の建設資材に対する特例措置の対象工事です。			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年8月31日		業 務 担 当 課	河川排水推進室		
業 務 名	令和8年度河川事推第1－3号 津市モーターボート競走場競走水面標識ポール他改修に係る実施設計業務委託					
業 務 場 所	津市藤方地内					
業 務 概 要	標識ポール他設計一式					
期 間	契約締結日から起算して 165 日間					
発 注 業 種	土木関係コンサルタント					
参 加 資 格 関 係 事 項	登録要件	業種	土木関係コンサルタント		部門	鋼構造及びコンクリート
		建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の規定による登録を受けていること				
	所在地要件	なし				
	当該部門における営業収入金額要件	営業収入金額を有すること				
	同種業務実績要件	履行が完了した官公庁等元請実績でモーターボート競走場の競技運営における次の(1)又は(2)のいずれかを含む設計業務 (1) モーターボート競走水上施設統一基準に定める競走水上施設及び設備 (2) 防風ネット、防波堤、消波装置、発着ピット設備、救助艇停留設備				
	技術者要件	管理技術者	同業種（同部門）に係る技術士、技術管理者又はRCCMのいずれかの者（本市発注業務における専任配置）			
		照査技術者	同業種（同部門）に係る技術士、技術管理者又はRCCMのいずれかの者			
その他要件						
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和8年9月9日	次のとおり、指定の質問書にて提出すること （持参の場合）受付時間：開庁日の午前8時45分から午後4時まで （FAXの場合）提出期限日の午後5時まで			
	回 答 日	令和8年9月14日	津市入札情報公開システムにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階）又はFAX 059－229－3333				
入札方法等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる				
	入札期間	令和8年9月1日		から	令和8年9月18日	まで
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。				
開 札 日 時 及 び 場 所	令和8年9月30日 午前9時00分 津市役所（本庁舎）7階 入札室					
予 定 価 格	18,792,000 円（税抜き）					
最低制限価格	有	積 算 内 訳 書		要		
契約保証金	契約金額の100分の10以上	入 札 保 証 金		免 除		
前 金 払	有	部 分 払		無		
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注業務とは調達契約課又は上下水道管理課発注業務で、担当課執行分を除く。 ・同種業務実績要件における官公庁等とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。）、都道府県、市町村等及びコリンプ登録された公益民間企業（交通（鉄道、空港）、資源エネルギー（電気、ガス、石油）、通信会社等）とする。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて（令和8年4月以降公告分より）」のとおり郵送してください。 ・本件は津市公契約条例第6条の2第1項に規定する労働報酬下限額の適用案件です。 労働環境の確保に係る誓約事項及び令和8年度津市公契約条例労働報酬下限額運用マニュアルを必ず確認してください。					

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年8月31日		工 事 担 当 課	建設整備課
工 事 名	令和8年度建整事推第1号 津市モーターボート競走場敷地内排水路改修工事			
工 事 場 所	津市藤方地内			
工 事 概 要	コンクリートブロック工(コンクリートブロック積) 55m2 プレキャストカルバート工 14m 防護柵工 35m 表層 294m2 側溝工 39m 集水桝・マンホール工 5箇所 縁石工 6m			
工 期	契約締結日から起算して 143 日間			
発 注 業 種	土木一式			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	A 1 ・ A 2		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置。ただし監理技術者補佐を専任で配置するときはこの限りでない。)	
		現場代理人	常駐配置(専任の監理技術者又は監理技術者補佐と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和8年9月9日	次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合)受付時間:開庁日の午前8時45分から午後4時まで (FAXの場合)提出期限日の午後5時まで	
	回 答 日	令和8年9月14日	津市入札情報公開システムにて回答	
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階)又はFAX 059-229-3333		
入札方法等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる		
	入札期間	令和8年9月1日 から 令和8年9月18日 まで		
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和8年9月30日 午前9時10分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	65,686,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有	積 算 内 訳 書	要	
契約保証金	契約金額の100分の10以上	入 札 保 証 金	免 除	
前 金 払	有	部 分 払	無	
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて(令和8年4月以降公告分より)」のとおり郵送してください。 ・本件は、ナフサ由来の建設資材に対する特例措置の対象工事です。 ・本件は建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行案件です。 建設キャリアアップシステム活用モデル工事に係る特記仕様書を必ず確認してください。 ・土日完全週休2日制工事(発注者指定型 経費補正なし)の試行案件です。			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年8月31日		工 事 担 当 課	津南工事事務所
工 事 名	令和8年度南橋維補第5号 深ノ口橋橋梁長寿命化修繕工事			
工 事 場 所	津市美杉町八知地内			
工 事 概 要	断面修復工 一式 橋梁塗装工 43m2 根継ぎコンクリート工 11m3 根固めブロック工 35m2			
工 期	契約締結日から起算して 133 日間			
発 注 業 種	土木一式			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	東海三県（三重県、愛知県、岐阜県）内本店又は支店等		
	格 付 要 件	なし		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件	過去15年間(平成23年度以降)に施工が完了した官公庁等元請又は下請実績で以下のとおり 橋梁架設工事又は床版、主桁に係る断面修復工事(ただし、いずれの場合も支間長合計6m以上かつ幅員2m以上の鋼橋、コンクリート橋(道路橋)に限る。)		
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
現場代理人		常駐配置（主任技術者と兼務可）		
その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること(審査基準日:令和6年10月1日～令和7年9月30日)			
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合)受付時間:開庁日の午前8時45分から午後4時まで (FAXの場合)提出期限日の午後5時まで		
	回 答 日	令和8年9月14日 津市入札情報公開システムにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎 7 階）又は F A X 059－229－3333		
入札方法等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる		
	入札期間	令和8年9月1日 から 令和8年9月18日 まで		
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和8年9月30日 午前9時20分 津市役所（本庁舎）7 階 入札室			
予 定 価 格	19,959,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	有	積 算 内 訳 書	要	
契約保証金	契約金額の100分の10以上	入 札 保 証 金	免 除	
前 金 払	有	部 分 払	無	
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて（令和8年4月以降公告分より）」のとおりに郵送してください。 ・同種工事实績要件における官公庁等とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。）、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業（交通（鉄道、空港）、資源エネルギー（電気、ガス、石油）、通信会社等）とする。 ・本件は、ナフサ由来の建設資材に対する特例措置の対象工事です。 ・土日完全週休2日制工事（発注者指定型 経費補正なし）の試行案件です。			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年8月31日		工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	令和8年度北道新補第3号 上野20号線ほか2線道路改良工事				
工 事 場 所	津市河芸町上野地内				
工 事 概 要	表層 223m ² 側溝工 143m 集水桝・マンホール工 3箇所				
工 期	契約締結日から起算して 137 日間				
発 注 業 種	土木一式				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】 安芸	【地区】 河芸	【格付】 C・B・A2・A1	
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】 安芸	【地区】 芸濃・美里・安濃	【格付】 C・B	
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置 (主任技術者と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和8年9月9日	次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合)受付時間:開庁日の午前8時45分から午後4時まで (FAXの場合)提出期限日の午後5時まで		
	回 答 日	令和8年9月14日	津市入札情報公開システムにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当 (津市役所本庁舎7階) 又はFAX 059-229-3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる			
	入札期間	令和8年9月1日		から	令和8年9月18日
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和8年9月30日 午前9時30分 津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予 定 価 格	14,455,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有	積 算 内 訳 書	要		
契約保証金	契約金額の100分の10以上	入 札 保 証 金	免 除		
前 金 払	有	部 分 払	無		
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて(令和8年4月以降公告分より)」のとおり郵送してください。 ・本件は、ナフサ由来の建設資材に対する特例措置の対象工事です。 ・土日完全週休2日制工事(発注者指定型 経費補正なし)の試行案件です。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年8月31日		工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	令和8年度北道維第6号 安東町地内道路改修工事				
工 事 場 所	津市安東町地内				
工 事 概 要	表層 245m2 側溝工 96m 集水桝・マンホール工 6箇所				
工 期	契約締結日から起算して 136 日間				
発 注 業 種	土木一式				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】 津・香良洲	【地区】 津・香良洲		【格付】 C
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】		【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】		【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置 (主任技術者と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和8年9月9日	次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合)受付時間:開庁日の午前8時45分から午後4時まで (FAXの場合)提出期限日の午後5時まで		
	回 答 日	令和8年9月14日	津市入札情報公開システムにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当 (津市役所本庁舎 7 階) 又は F A X 059-229-3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる			
	入札期間	令和8年9月1日		から	令和8年9月18日 まで
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和8年9月30日 午前9時40分 津市役所 (本庁舎) 7 階 入札室				
予 定 価 格	13,869,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有	積 算 内 訳 書		要	
契約保証金	契約金額の100分の10以上		入 札 保 証 金		免 除
前 金 払	有	部 分 払		無	
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・ 津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて (令和8年4月以降公告分より)」のとおり郵送してください。 ・ 本件は、ナフサ由来の建設資材に対する特例措置の対象工事です。 ・ 土日完全週休2日制工事 (発注者指定型 経費補正なし) の試行案件です。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年8月31日		工 事 担 当 課	林業振興室
工 事 名	令和8年度林振補第2号 林道大椋谷線1号橋橋梁長寿命化修繕工事			
工 事 場 所	津市一志町波瀬地内			
工 事 概 要	断面修復工 一式			
工 期	契約締結日から起算して 123 日間			
発 注 業 種	土木一式			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	東海三県（三重県、愛知県、岐阜県）内本店又は支店等		
	格 付 要 件	なし		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件	過去15年間(平成23年度以降)に施工が完了した官公庁等元請又は下請実績で以下のとおり橋梁架設工事又は床版、主桁に係る断面修復工事(ただし、いずれの場合も支間長合計3m以上かつ幅員2m以上の鋼橋、コンクリート橋(道路橋)に限る。)		
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
現場代理人		常駐配置（主任技術者と兼務可）		
その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること(審査基準日:令和6年10月1日～令和7年9月30日)			
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和8年9月9日 次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合)受付時間:開庁日の午前8時45分から午後4時まで (FAXの場合)提出期限日の午後5時まで		
	回 答 日	令和8年9月14日 津市入札情報公開システムにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階）又はFAX 059-229-3333		
入札方法等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる		
	入札期間	令和8年9月1日 から 令和8年9月18日 まで		
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和8年9月30日 午前9時50分 津市役所（本庁舎）7階 入札室			
予 定 価 格	9,265,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	有	積 算 内 訳 書	要	
契約保証金	契約金額の100分の10以上	入 札 保 証 金	免 除	
前 金 払	有	部 分 払	無	
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて（令和8年4月以降公告分より）」のとおり郵送してください。 ・同種工事实績要件における官公庁等とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。）、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業（交通（鉄道、空港）、資源エネルギー（電気、ガス、石油）、通信会社等）とする。 ・本件は、ナフサ由来の建設資材に対する特例措置の対象工事です。 ・土日完全週休2日制工事（発注者指定型 週単位経費補正あり）の試行案件です。			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年8月31日		工 事 担 当 課	建設整備課
工 事 名	令和8年度建整市民第1号 いつくしみの杜防球ネット設置工事			
工 事 場 所	津市半田地内			
工 事 概 要	グラウンド・コート柵工 247m			
工 期	契約締結日から起算して 137 日間			
発 注 業 種	とび・土工・コンクリート			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	A 1		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件	過去15年間(平成23年度以降)に施工が完了した官公庁等元請又は下請実績で以下のとおり とび・土工・コンクリート工事等で発注されたフェンス設置工事等(土木一式工事等に含まれるもの を除く)		
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和8年9月9日 次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合)受付時間:開庁日の午前8時45分から午後4時まで (FAXの場合)提出期限日の午後5時まで		
	回 答 日	令和8年9月14日 津市入札情報公開システムにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階)又はFAX 059-229-3333		
入札方法等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる		
	入札期間	令和8年9月1日 から 令和8年9月18日 まで		
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和8年9月30日 午前10時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	28,558,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有	積 算 内 訳 書	要	
契約保証金	契約金額の100分の10以上	入 札 保 証 金	免 除	
前 金 払	有	部 分 払	無	
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて(令和8年4月以降公告分より)」のとおり郵送してください。 ・同種工事実績要件における官公庁等とは、国の機関(独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。)、都道府県、市町村等及びコリンス登録された公益民間企業(交通(鉄道、空港)、資源エネルギー(電気、ガス、石油)、通信会社等)とする。 ・本件は、ナフサ由来の建設資材に対する特例措置の対象工事です。 ・土日完全週休2日制工事(発注者指定型 経費補正なし)の試行案件です。			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年8月31日		工 事 担 当 課	津南工事事務所
工 事 名	令和8年度南教施第1号 津市立立成小学校防球ネット設置工事			
工 事 場 所	津市久居野村町地内			
工 事 概 要	柵工 103m 防球ネット工 62m			
工 期	契約締結日から起算して 137 日間			
発 注 業 種	とび・土工・コンクリート			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	A 1		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件	過去15年間(平成23年度以降)に施工が完了した官公庁等元請又は下請実績で以下のとおり とび・土工・コンクリート工事等で発注されたフェンス設置工事等(土木一式工事等に含まれるものを除く)		
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
現場代理人		常駐配置 (主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和8年9月9日 次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合)受付時間:開庁日の午前8時45分から午後4時まで (FAXの場合)提出期限日の午後5時まで		
	回 答 日	令和8年9月14日 津市入札情報公開システムにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当 (津市役所本庁舎 7 階) 又は F A X 059-229-3333		
入札方法等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる		
	入札期間	令和8年9月1日 から 令和8年9月18日 まで		
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和8年9月30日 午前10時10分 津市役所 (本庁舎) 7 階 入札室			
予 定 価 格	15,415,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有	積 算 内 訳 書	要	
契約保証金	契約金額の100分の10以上	入 札 保 証 金	免 除	
前 金 払	有	部 分 払	無	
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・ 津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて (令和8年4月以降公告分より)」のとおり郵送してください。 ・ 同種工事实績要件における官公庁等とは、国の機関 (独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。)、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業 (交通 (鉄道、空港)、資源エネルギー (電気、ガス、石油)、通信会社等) とする。 ・ 本件は、ナフサ由来の建設資材に対する特例措置の対象工事です。 ・ 土日完全週休2日制工事 (発注者指定型 経費補正なし) の試行案件です。			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年8月31日		工 事 担 当 課	市営住宅課	
工 事 名	令和8年度住補第7号 津市市営藤水団地1号館及び2号館外壁その他改修工事				
工 事 場 所	津市藤方地内				
工 事 概 要	改修 (塗装改修、外壁改修) ※上記に係る塗装工事等 一式				
工 期	契約締結日から起算して 142 日間				
発 注 業 種	塗装				
参 加 資 格 関 係 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	A 1			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【7° ロック】	【地区】	【格付】	
		【7° ロック】	【地区】	【格付】	
		【7° ロック】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級建築施工管理技士(仕上げ)又は同等以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置 (主任技術者と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 等 関 係 質 問	提 出 期 限	令和8年9月9日	次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合)受付時間:開庁日の午前8時45分から午後4時まで (FAXの場合)提出期限日の午後5時まで		
	回 答 日	令和8年9月14日	津市入札情報公開システムにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当 (津市役所本庁舎7階) 又は F A X 059-229-3333			
入札方法等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる			
	入札期間	令和8年9月1日 から 令和8年9月18日 まで			
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和8年9月30日 午前10時20分 津市役所 (本庁舎) 7 階 入札室				
予 定 価 格	24,819,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有	積 算 内 訳 書	要		
契約保証金	契約金額の100分の10以上	入 札 保 証 金	免 除		
前 金 払	有	部 分 払	無		
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて(令和8年4月以降公告分より)」のとおり郵送してください。 ・本件は、ナフサ由来の建設資材に対する特例措置の対象工事です。 ・土日完全週休2日制工事(発注者指定型 経費補正なし)の試行案件です。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年8月31日		工 事 担 当 課	林業振興室
工 事 名	令和8年度林振補第1号 林道杣谷線2号橋PCB廃棄物処理促進対策（塗装）工事			
工 事 場 所	津市芸濃町河内地内			
工 事 概 要	橋梁塗装工 73m2			
工 期	契約締結日から起算して 137 日間			
発 注 業 種	塗装			
参 加 資 格 等 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	東海三県（三重県、愛知県、岐阜県）内本店又は支店等		
	格 付 要 件	なし		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件	過去15年間(平成23年度以降)に施工が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり 塗装工事で発注された橋梁における工事(路面表示設置工事等を除く)		
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
現場代理人		常駐配置（主任技術者と兼務可）		
その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること(審査基準日:令和6年10月1日～令和7年9月30日)			
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和8年9月9日	次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合)受付時間:開庁日の午前8時45分から午後4時まで (FAXの場合)提出期限日の午後5時まで	
	回 答 日	令和8年9月14日	津市入札情報公開システムにて回答	
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階）又はFAX 059-229-3333		
入札方法等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる		
	入札期間	令和8年9月1日 から 令和8年9月18日 まで		
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和8年9月30日 午前10時30分 津市役所（本庁舎）7階 入札室			
予 定 価 格	13,011,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	有	積 算 内 訳 書	要	
契約保証金	契約金額の100分の10以上	入 札 保 証 金	免 除	
前 金 払	有	部 分 払	無	
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて（令和8年4月以降公告分より）」のとおり郵送してください。 ・同種工事实績要件における官公庁等とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。）、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業（交通（鉄道、空港）、資源エネルギー（電気、ガス、石油）、通信会社等）とする。 ・本件は、ナフサ由来の建設資材に対する特例措置の対象工事です。 ・土日完全週休2日制工事（発注者指定型 週単位経費補正あり）の試行案件です。			

津市上下水道事業告示第 9 号

津市公共下水道条例（平成 1 8 年条例第 2 0 1 号）第 1 5 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり指定工事店の効力を停止したので、同条例第 1 7 条の第 1 項の規定により告示する。

令和 8 年 8 月 2 1 日

津市上下水道事業管理者 渡 邊 公 隆

記

指定を停止した工事店及び停止期間

工事店名	所在地	停 止 期 間
藤田設備	津市納所町 2 6 7 番地	令和 8 年 8 月 1 8 日から 令和 8 年 1 1 月 1 5 日まで

津市上下水道事業公告第 27 号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号）第 4 条の規定により、次のとおり公告します。

令和 8 年 8 月 17 日

津市上下水道事業管理者 渡 邊 公 隆

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年8月17日		工 事 担 当 課	水道整備課	
工 事 名	令和８年度水整水施補第１号 高野尾配水池耐震補強工事				
工事場所	津市 豊が丘五丁目		地内		
工事概要	耐震補強工 一式 表層 826m2				
工 期	契約締結日から起算して165日間				
発注業種	土木一式				
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地 域 ・ 格付要件	【ﾌﾟﾛｯｸ】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】B	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同種工事実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件					
設計図書等に関する質問	提出期限	令和8年8月20日 次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合) 受付時間：開庁日の午前8時45分から午後4時まで (FAXの場合) 提出期限日の午後5時まで			
	回 答 日	令和8年8月26日 津市入札情報公開システムにて回答			
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎2階）又はFAX059-237-5819			
入札方法等	入札方法	津市電子入札システムによる			
	入札期間	令和8年8月18日		から	令和8年8月31日
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。			
開札日時及び場所	令和8年9月3日 午前9時00分 津市上下水道庁舎2階 入札室				
予定価格	47,586,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有		積算内訳書	要	
契約保証金	契約金額の100分の10以上		入札保証金	免 除	
前 金 払	有		部 分 払	無	
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出をすることができます。この場合、別に定める郵便入札の取り扱いについて（令和8年4月以降公告分より）」のとおり郵送してください。 ・配置技術者について、3か月以上の雇用関係が継続していること。 ・土日完全週休2日制工事（発注者指定型 経費補正なし）試行案件です。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年8月17日		工 事 担 当 課		水道整備課	
工 事 名	令和８年度水整第１８号 白山町八対野地内配水管布設工事					
工事場所	津市　白山町八対野			地内		
工 事 概 要	配水管布設工　DIPφ200mm　204.5m			舗装本復旧工　1,300m2		
	配水管布設工　DIPφ75mm　7.9m					
	仕切弁設置工　φ200mm～φ75mm　4箇所					
	消火栓設置工　単口地下式　1箇所					
	不斷水仕切弁設置工　φ75mm　1箇所					
工 期	契約締結日から起算して158日間					
発注業種	土木一式（配水管工事）					
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般				
	所在地要件	市内本店				
	格付要件	あり				
	地 域 ・ 格付要件	【ﾌﾟﾛｯｸ】久居	【地区】久居・一志・白山・美杉		【格付】Ａ１・Ａ２	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】安芸	【地区】河芸・芸濃・美里・安濃		【格付】Ａ１・Ａ２	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】		【格付】	
	同種工事実績要件					
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(専任配置)			
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)			
その他要件	津市水道事業指定給水装置工事事業者である者 元請けとして、上下水道事業局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者					
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提出期限	令和8年8月20日　次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合) 受付時間：開庁日の午前8時45分から午後4時まで (FAXの場合) 提出期限日の午後5時まで				
	回 答 日	令和8年8月26日　津市入札情報公開システムにて回答				
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎2階）又はFAX059-237-5819				
入札方法等	入札方法	津市電子入札システムによる				
	入札期間	令和8年8月18日		から	令和8年8月31日	まで
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。				
開札日時及び場所	令和8年9月3日　午前9時15分 津市上下水道庁舎2階　入札室					
予定価格	47,229,000　円　（税抜き）					
最低制限価格	有		積算内訳書		要	
契約保証金	契約金額の１００分の１０以上		入札保証金		免 除	
前 金 払	有		部 分 払		無	
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・ 津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出をすることができます。 この場合、別に定める郵便入札の取り扱いについて（令和8年4月以降公告分より）」のとおりに郵送してください。 ・ 配置技術者について、3か月以上の雇用関係が継続していること。 ・ 上下水道事業局が指定する講習会等とは、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会（小口径管）、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会（耐震管口径450mm以下）をいう。 ・ 土日完全週休2日制工事（発注者指定型　経費補正なし）試行案件です。 ・ 本件は建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行案件です。 建設キャリアアップシステム活用モデル工事に係る特記仕様書を必ず確認してください。					

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年8月17日		工 事 担 当 課	下水道工務課	
工 事 名	令和8年度下工維第5号 長岡町地内下水道管布設替工事				
工事場所	津市 長岡町		地内		
工事概要	取付管布設工 163箇所				
工 期	契約締結日から起算して144日間				
発注業種	土木一式				
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地 域 ・ 格付要件	【ﾌﾟﾛｯｸ】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】B	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同種工事実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件					
設計図書等に関する質問	提出期限	令和8年8月20日 次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合) 受付時間：開庁日の午前8時45分から午後4時まで (FAXの場合) 提出期限日の午後5時まで			
	回 答 日	令和8年8月26日 津市入札情報公開システムにて回答			
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎2階）又はFAX059-237-5819			
入札方法等	入札方法	津市電子入札システムによる			
	入札期間	令和8年8月18日		から	令和8年8月31日
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。			
開札日時及び場所	令和8年9月3日 午前9時30分 津市上下水道庁舎2階 入札室				
予定価格	43,834,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有		積算内訳書	要	
契約保証金	契約金額の100分の10以上		入札保証金	免除	
前 金 払	有		部 分 払	無	
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出をすることができます。この場合、別に定める郵便入札の取り扱いについて（令和8年4月以降公告分より）」のとおり郵送してください。 ・配置技術者について、3か月以上の雇用関係が継続していること。 ・土日完全週休2日制工事（発注者指定型 経費補正なし）試行案件です。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年8月17日		工 事 担 当 課	下水道工務課	
工 事 名	令和８年度下工維第６号 大里川北町地内下水道管更生工事				
工事場所	津市 大里川北町 地内				
工事概要	本管部分補修工(既設管径250mm) 59箇所 支管一体部分補修工(既設本管径250mm 既設取付管径150mm) 11箇所				
工 期	契約締結日から起算して103日間				
発注業種	土木一式				
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	なし			
	地 域 ・ 格付要件	【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同種工事実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
		専門技術者	管更生工事の施工管理に関する資格を有する者(津市発注工事における専任配置。主任技術者と同一人に限る。)		
その他要件	令和8年度格付区分等業者一覧(土木一式)に登載されていること 下水道管部分補修工法((公財)日本下水道新技術機構による技術審査・証明を得ている工法のうち、当該工事の管径及び施工条件等に対応できる工法に限る。)の協会員であること				
設計図書等に関する質問	提出期限	令和8年8月20日 次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合) 受付時間：開庁日の午前8時45分から午後4時まで (FAXの場合) 提出期限日の午後5時まで			
	回 答 日	令和8年8月26日 津市入札情報公開システムにて回答			
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当(津市上下水道庁舎2階)又はFAX059-237-5819			
入札方法等	入札方法	津市電子入札システムによる			
	入札期間	令和8年8月18日 から 令和8年8月31日 まで			
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。			
開札日時及び場所	令和8年9月3日 午前9時45分 津市上下水道庁舎2階 入札室				
予定価格	14,860,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有		積算内訳書	要	
契約保証金	契約金額の100分の10以上		入札保証金	免除	
前 金 払	有		部 分 払	無	
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出をすることができます。 この場合、別に定める郵便入札の取り扱いについて(令和8年4月以降公告分より)」のとおり郵送してください。 ※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・管更生工事の施工管理に関する資格とは、下水道管路更生管理技士(一般社団法人 日本管路更生工法品質確保協会)、下水道管路管理専門技士(修繕・改築部門)(公益社団法人 日本下水道管路管理業協会)又は下水道管きょ更生施工管理技士(一般社団法人 日本管更生技術協会)をいう。 ・土日完全週休2日制工事(発注者指定型 経費補正なし) 試行案件です。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年8月17日		工 事 担 当 課	下水道工務課	
工 事 名	令和8年度下工公補第13号 津北部第13処理分区公共下水道工事に伴う舗装本復旧工事				
工事場所	津市 鳥居町及び栄町一丁目 地内				
工事概要	表層 3, 220m2				
工 期	契約締結日から起算して79日間				
発注業種	舗装				
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	A			
	地 域 ・ 格付要件	【フロック】	【地区】	【格付】	
		【フロック】	【地区】	【格付】	
		【フロック】	【地区】	【格付】	
	同種工事実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(津市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件					
設計図書等に関する質問	提出期限	令和8年8月20日 次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合) 受付時間：開庁日の午前8時45分から午後4時まで (FAXの場合) 提出期限日の午後5時まで			
	回 答 日	令和8年8月26日 津市入札情報公開システムにて回答			
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当(津市上下水道庁舎2階)又はFAX059-237-5819			
入札方法等	入札方法	津市電子入札システムによる			
	入札期間	令和8年8月18日 から 令和8年8月31日			まで
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。			
開札日時及び場所	令和8年9月3日 午前10時00分 津市上下水道庁舎2階 入札室				
予定価格	26,273,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有		積算内訳書	要	
契約保証金	契約金額の100分の10以上		入札保証金	免除	
前 金 払	有		部 分 払	無	
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出をすることができます。 この場合、別に定める郵便入札の取り扱いについて(令和8年4月以降公告分より)」のとおり郵送してください。 ※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・土日完全週休2日制工事(発注者指定型 経費補正なし) 試行案件です。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年8月17日		工 事 担 当 課	水道整備課	
工 事 名	令和8年度水整第19号 安濃町前野地内配水管橋梁添架等工事				
工事場所	津市 安濃町前野		地内		
工事概要	橋梁添架工 SUS80A 27.9m 不斷水仕切弁設置工 φ75mm 1箇所 配水管布設工 HPPE φ75mm 5.8m 舗装本復旧工 112m2 仕切弁設置工 φ75mm～φ50mm 5箇所 空気弁設置工 φ25mm 1箇所 仮設管布設工 SUS80A 44.4m				
工 期	契約締結日から起算して154日間				
発注業種	鋼構造物				
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	東海三県（三重県、愛知県、岐阜県）内本店又は支店等			
	格付要件	なし			
	地 域 ・ 格付要件	【ブロック】	【地区】	【格付】	
		【ブロック】	【地区】	【格付】	
		【ブロック】	【地区】	【格付】	
	同種工事実績要件	過去15年間(平成23年度以降)に施工が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり鋼構造物工事で発注された上水道施設の水管橋の製作、架設又は添架工事(ただし、施工橋長23m以上の水管橋に限る。)			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)		
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)			
その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること(審査基準日:令和6年10月1日～令和7年9月30日)				
設計図書等に関する質問	提出期限	令和8年8月20日 次のとおり、指定の質問書にて提出すること(持参の場合) 受付時間:開庁日の午前8時45分から午後4時まで(FAXの場合) 提出期限日の午後5時まで			
	回答日	令和8年8月26日 津市入札情報公開システムにて回答			
	提出先	上下水道管理課契約財産担当(津市上下水道庁舎2階)又はFAX059-237-5819			
入札方法等	入札方法	津市電子入札システムによる			
	入札期間	令和8年8月18日		から	令和8年8月31日
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。			
開札日時及び場所	令和8年9月3日 午前10時15分 津市上下水道庁舎2階 入札室				
予定価格	20,279,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有		積算内訳書	要	
契約保証金	契約金額の100分の10以上		入札保証金	免除	
前金払	有		部分払	無	
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出をすることができます。この場合、別に定める郵便入札の取り扱いについて(令和8年4月以降公告分より)」のとおり郵送してください。 ・同種工事実績要件における官公庁等とは、国の機関(独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。)、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業(交通(鉄道、空港)、資源エネルギー(電気、ガス、石油)、通信会社等)とする。 ※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・土日完全週休2日制工事(発注者指定型 経費補正なし) 試行案件です。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年8月17日		工 事 担 当 課	営繕課	
工 事 名	令和8年度営水施第20号 安濃妙法寺浄水場防水改修工事				
工事場所	津市 安濃町妙法寺 地内				
工事概要	防水改修工事 一式				
工 期	契約締結日から起算して92日間				
発注業種	防水				
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地 域 ・ 格付要件	【ブロック】安芸	【地区】河芸・芸濃・美里・安濃	【格付】A1・A2	
		【ブロック】久居	【地区】久居・一志・白山・美杉	【格付】A1・A2	
		【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】A1・A2	
	同種工事実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件					
設計図書等に関する質問	提出期限	令和8年8月20日 次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合) 受付時間：開庁日の午前8時45分から午後4時まで (FAXの場合) 提出期限日の午後5時まで			
	回 答 日	令和8年8月26日 津市入札情報公開システムにて回答			
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎2階）又はFAX059-237-5819			
入札方法等	入札方法	津市電子入札システムによる			
	入札期間	令和8年8月18日		から	令和8年8月31日
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。			
開札日時及び場所	令和8年9月3日 午前10時30分 津市上下水道庁舎2階 入札室				
予定価格	5,710,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有		積算内訳書	要	
契約保証金	契約金額の100分の10以上		入札保証金	免除	
前 金 払	有		部 分 払	無	
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・ 津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出をすることができます。 この場合、別に定める郵便入札の取り扱いについて（令和8年4月以降公告分より）」のとおり郵送してください。 ※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・ 土日完全週休2日制工事（発注者指定型 経費補正なし）試行案件です。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年8月17日		工 事 担 当 課	営繕課	
工 事 名	令和8年度営水施第21号 南が丘ポンプ場防水改修工事				
工事場所	津市 南が丘四丁目		地内		
工事概要	防水改修工事 一式				
工 期	契約締結日から起算して78日間				
発注業種	防水				
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地 域 ・ 格付要件	【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】A1・A2	
		【ブロック】	【地区】	【格付】	
		【ブロック】	【地区】	【格付】	
	同種工事実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件					
設計図書等に関する質問	提出期限	令和8年8月20日 次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合) 受付時間：開庁日の午前8時45分から午後4時まで (FAXの場合) 提出期限日の午後5時まで			
	回 答 日	令和8年8月26日 津市入札情報公開システムにて回答			
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎2階）又はFAX059-237-5819			
入札方法等	入札方法	津市電子入札システムによる			
	入札期間	令和8年8月18日		から	令和8年8月31日
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。			
開札日時及び場所	令和8年9月3日 午前10時45分 津市上下水道庁舎2階 入札室				
予定価格	3,413,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有		積算内訳書	要	
契約保証金	免除		入札保証金	免除	
前 金 払	有		部 分 払	無	
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出をすることができます。 この場合、別に定める郵便入札の取り扱いについて（令和8年4月以降公告分より）」のとおり郵送してください。 ※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・土日完全週休2日制工事（発注者指定型 経費補正なし）試行案件です。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年8月17日		工 事 担 当 課	下水道施設課	
工 事 名	令和８年度下施雨ボ第２－３号 阿漕ポンプ場（旧館）特殊電源設備（蓄電池等）修繕				
工事場所	津市 柳山津興 地内				
工事概要	特殊電源設備修繕 一式 制御弁式据置鉛蓄電池(長寿命型) １組				
工 期	契約締結日から起算して163日間				
発注業種	電気				
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	東海三県（三重県、愛知県、岐阜県）内本店又は支店等			
	格付要件	なし			
	地 域 ・ 格付要件	【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同種工事実績要件	過去15年間(平成23年度以降)に施工が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり電気工事で発注された蓄電池設備の製作、据付工事又は修繕			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること(審査基準日:令和6年10月1日～令和7年9月30日)				
設計図書等に関する質問	提出期限	令和8年8月20日 次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合) 受付時間：開庁日の午前8時45分から午後4時まで (FAXの場合) 提出期限日の午後5時まで			
	回 答 日	令和8年8月26日 津市入札情報公開システムにて回答			
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎2階）又はFAX059-237-5819			
入札方法等	入札方法	津市電子入札システムによる			
	入札期間	令和8年8月18日 から 令和8年8月31日 まで			
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。			
開札日時及び場所	令和8年9月3日 午前11時00分 津市上下水道庁舎2階 入札室				
予定価格	4,504,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	無		積算内訳書	要	
契約保証金	免 除		入札保証金	免 除	
前 金 払	有		部 分 払	無	
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出をすることができます。 この場合、別に定める郵便入札の取り扱いについて（令和8年4月以降公告分より）」のとおり郵送してください。 ・同種工事実績要件における官公庁等とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。）、都道府県、市町村等及びコリンス登録された公益民間企業（交通（鉄道、空港）、資源エネルギー（電気、ガス、石油）、通信会社等）とする。 ※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ※工場製作のみを行う期間においては、配置技術者の変更を認める。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年8月17日		工 事 担 当 課	下水道施設課	
工 事 名	令和8年度下施農第2－1号 明合西部P12マンホールポンプほか5箇所ポンプ取替修繕				
工事場所	津市 安濃町栗加ほか3町		地内		
工事概要	ポンプ修繕 一式 汚水水中ポンプ 80mm 7.5kW 1台 汚水水中ポンプ 50mm 1.5kW 1台 汚水水中ポンプ 50mm 0.4kW 4台				
工 期	契約締結日から起算して161日間				
発注業種	機械器具設置				
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	東海三県（三重県、愛知県、岐阜県）内本店又は支店等			
	格付要件	なし			
	地 域 ・ 格付要件	【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同種工事実績要件	過去15年間(平成23年度以降)に施工が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり機械器具設置工事で発注された下水道施設等のポンプ(口径65mm以上)の製作、据付工事又は修繕			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)		
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)			
その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること (審査基準日:令和6年10月1日～令和7年9月30日)				
設計図書等に関する質問	提出期限	令和8年8月20日 次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合) 受付時間:開庁日の午前8時45分から午後4時まで (FAXの場合) 提出期限日の午後5時まで			
	回 答 日	令和8年8月26日 津市入札情報公開システムにて回答			
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当(津市上下水道庁舎2階)又はFAX059-237-5819			
入札方法等	入札方法	津市電子入札システムによる			
	入札期間	令和8年8月18日 から 令和8年8月31日 まで			
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。			
開札日時及び場所	令和8年9月3日 午前11時15分 津市上下水道庁舎2階 入札室				
予定価格	4,380,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	無		積算内訳書	要	
契約保証金	免 除		入札保証金	免 除	
前 金 払	有		部 分 払	無	
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出をすることができます。 この場合、別に定める郵便入札の取り扱いについて(令和8年4月以降公告分より)」のとおり郵送してください。 ・同種工事実績要件における官公庁等とは、国の機関(独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。)、都道府県、市町村等及びコリンス登録された公益民間企業(交通(鉄道、空港)、資源エネルギー(電気、ガス、石油)、通信会社等)とする。 ※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ※工場製作のみを行う期間においては、配置技術者の変更を認める。				

津市上下水道事業公告第 28 号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号）第 4 条の規定により公告します。

令和 8 年 8 月 17 日

津市上下水道事業管理者 渡 邊 公 隆

別紙のとおり

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 加圧給水車の購入
- (2) 規 格 詳細は仕様書参照
- (3) 数 量 1 台
- (4) 納入期限 令和 1 0 年 3 月 1 7 日（金）
- (5) 納入場所 津市上下水道庁舎（津市殿村 5 番地）

2 入札参加者に必要な資格

本件の条件付一般競争入札に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当する者としします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者
- (2) 本公告日において、津市競争入札参加資格者名簿（物品・業務委託）に、「特殊車両（給水車）」を希望業種とし、市内又は準市内業者、として登録されている者
- (3) 本公告から入札までの期間において、本市から指名停止等を受けていない者
- (4) 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成 1 6 年法律第 7 5 号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成 1 7 年法律第 8 6 号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 1 7 年法律第 8 7 号）第 6 4 条の規定による改正前の商法（明治 3 2 年法律第 4 8 号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。
- (5) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でない者

3 入札の参加申込みに係る書類の配布

仕様書、仕様書に関する質問書等については、津市ホームページの「産業・しごと」情報で案内している「入札・契約」カテゴリの中の当該入札記事からダウンロードしてください。

4 質疑等の受付

(1) 提出期限

令和8年8月26日（水） 正午まで

(2) 提出場所

〒514-0073

津市殿村5番地 津市上下水道庁舎2階

津市上下水道管理局 上下水道管理課 契約財産担当

(3) 提出方法

仕様書に関する質問書（第1号様式）に質問内容を記入のうえ、提出場所に持参、電子メール又はFAX（電子メールの場合は、押印した場合は押印がわかるように第1号様式をPDFファイル等に複写すること。）により提出してください。

なお、代表者氏名については自署又は記名と押印（入札参加資格審査申請使用印鑑届出印）とします。

提出先 津市上下水道管理局上下水道管理課 津市殿村5番地

電子メール 237-5811@city.tsu.lg.jp

FAX番号 059-237-5819

(4) その他

電話、口頭等による質問や提出期限を過ぎて提出された質問書は受け付けません。また、電子メール・FAXの場合は電話で到着の確認を必ず行ってください。

5 質疑等に対する回答

(1) 回答期日

令和8年8月31日（月）

(2) 回答方法

津市ホームページ当該入札記事内において公開します。（質問者名は非公開とします。）また、意見の表明と解されるものについては、回答しない場合があります。

なお、入札後において仕様書等についての不明を理由とした異議の申し立てはできず、回答に対する再度の質問は認めませんので、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

6 入札参加資格の確認等

- (1) 本件の条件付一般競争入札に参加しようとする者は、津市条件付一般競争入札参加申込書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。

ん。

ア 提出期限

令和 8 年 9 月 8 日（火） 正午まで（必着）

※この期限を過ぎて送達された申請書類は受理しません。

また、郵送等の場合の未達等のトラブルに関して本市では一切の責任を負いませんので、必ず電話等で到着の確認を行ってください。

イ 提出場所

〒 5 1 4 - 0 0 7 3

津市殿村 5 番地 津市上下水道庁舎 2 階

津市上下水道管理局 上下水道管理課 契約財産担当

ウ 提出方法

提出方法については、上下水道管理課への持参、一般書留又は簡易書留とします。また、郵送による提出の場合は上下水道管理課へ到着確認を必ず行ってください。

(2) 提出書類

津市条件付一般競争入札参加申込書及び宣誓書

(3) 入札参加資格の審査結果については、参加申込みのあった者全員に令和 8 年 9 月 9 日（水）までに資格審査結果通知書により通知します。

7 入札及び開札

(1) 日時

令和 8 年 9 月 1 1 日（金） 午前 1 0 時 0 0 分から

(2) 場所

津市殿村 5 番地 津市上下水道庁舎入札室（2 階）

(3) 入札保証金

免除

(4) 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、規則第 2 8 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は免除とします。

(5) 入札の無効

津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 1 9 条各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

8 その他の注意事項

- (1) 指定の入札書により、仕様書に基づき入札金額等を記載の上、封書し、件名、入札者の商号（名称）を記入し、入札を行ってください。
- (2) 落札に当たっては、入札書の内訳に記載された「①車両本体代金等」の金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）と、「②検査・登録手数料（印紙代等）及びナンバープレート代」の金額の合計金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から「①車両本体代金等」の金額の消費税及び地方消費税分に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。
なお、落札は、予定価格の範囲内で最低価格入札者とします。
- (3) 再度入札を行う場合がありますので、入札書の予備を用意してください。
- (4) 最低価格入札者が2者以上の場合は、くじ引きにより落札者を決定します。
- (5) 落札者は、契約締結後、落札金額の根拠となった積算内訳書を提出してください。
- (6) この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とします。
- (7) 天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。
- (8) その他、入札の参加者は、別添「津市条件付一般競争入札参加者心得」に留意のうえ、入札を行ってください。
- (9) 提出書類の到着確認、窓口への書類の提出等は、午前8時45分から午後4時までの間とします。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は除きます。
- (10) 入札について不明な点等が生じた場合は、必ず入札前日の午後3時までに津市上下水道管理局上下水道管理課へ確認してください。

【提出及び問い合わせ先】

〒514-0073 津市殿村5番地 津市上下水道庁舎2階

津市上下水道管理局 上下水道管理課 契約財産担当

電話番号 059-237-5803

FAX 059-237-5819

メールアドレス 237-5811@city.tsu.lg.jp

津市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項及び第7項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定による監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和8年8月24日

津市監査委員 畠 田 光 伸

津市監査委員 安 井 広 伸

津市監査委員 片 山 光

津市監査委員 伊 藤 哲 也

別紙のとおり

第1 監査の基準

監査委員は、津市監査基準（令和2年津市監査委員告示第3号）に準拠して監査を行った。

第2 監査の種類

- 1 法第199条第5項に基づく監査（以下「随時監査」という。）
- 2 法第199条第7項に基づく監査（以下「財政援助団体等監査」という。）

第3 監査の対象

1 随時監査

(1) 工事監査

令和7年度営生学継第27号津市南郊公民館建築工事

(2) 所管部局

建設部営繕課及び教育委員会事務局教育総務部生涯学習課

2 財政援助団体等監査

(1) 財政援助団体の監査

団体名	所管部局
津市職員共済組合	総務部人事課
津市鳥獣害防止対策推進協議会	農林水産部農林水産政策課
ひさい榊原温泉マラソン大会実行委員会	スポーツ文化振興部スポーツ振興課
君ヶ野ダム公園桜まつり実行委員会	美杉総合支所地域振興課
津市人権・同和教育研究協議会	教育委員会事務局学校教育部人権教育課

(2) 財政援助団体及び出資団体の監査

団体名	所管部局
中勢森林組合	農林水産部林業振興室

(3) 出資団体の監査

団体名	所管部局
株式会社まちづくり津夢時風	商工観光部商業振興労政課

(4) 指定管理者の監査

指定管理者	対象施設	所管部局
蔦井株式会社	久居駅東口公共自転車等駐車場	市民部市民交流課
新三商事株式会社津営業所	道の駅津かわげ	河芸総合支所地域振興課
一身田寺内町の館運営委員会	津市一身田寺内町の館	教育委員会事務局 教育総務部生涯学習課

第4 監査の対象年度及び事項

監査の対象年度及び事項は、次のとおりである。

1 随時監査

監査対象工事に係る設計、積算、施工等を対象とした。

2 財政援助団体等監査

(1) 財政援助団体の監査

主に令和4年度から令和6年度までの市の財政援助に係る出納その他の事務の執行を対象とした。

(2) 出資団体の監査

主に令和4年度から令和6年度までの出資団体における出納その他の事務の執行を対象とした。

(3) 指定管理者の監査

主に令和4年度から令和6年度までの指定管理に係る出納その他の事務の執行を対象とした。

第5 監査の期間

令和8年4月17日から同年7月24日まで

第6 監査の方法

監査の方法は、監査の種別ごとに主に次の諸点に着眼し、監査対象部局等から提出を受けた資料、関係諸帳簿等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

また、随時監査にあつては、所管部局から提出を受けた資料のほか、設計方針、積算、契約、施工計画、施工管理、出来形等の関係書類を調査するとともに、現地調査を実施し、所管部局の職員及び工事請負業者に説明を求めた。

なお、工事技術調査業務を公益社団法人大阪技術振興協会に委託し、その調査報告書を参考とした。

1 随時監査

工事監査

- (1) 仕様書、図面及び設計図書は、適切に作成されているか。
- (2) 積算の数量及び金額は、正確で、算出根拠は、明確となっているか。
- (3) 施工計画は、適切に作成され、工程管理は、適切に行われているか。
- (4) 各種検査、材料試験等は、適切に行われ、記録は整備・記帳されているか。
- (5) 現場の安全管理及び現場周辺への安全対策は、適切に行われているか。

2 財政援助団体等監査

(1) 財政援助団体の監査

ア 財政援助団体関係

- (ｱ) 補助金等交付対象事業は、事業計画、補助金等の交付条件に従って実施されているか。
- (ｲ) 補助金等に係る会計処理及び精算は、適正に行われているか。
- (ｳ) 関係諸帳簿及び支払証書は、適正に整備・記帳されているか。

イ 所管部局関係

- (ｱ) 補助金等充当経費の内容確認、交付条件の履行確認及び補助効果の検証は、適正に行われているか。
- (ｲ) 補助金等の額は、経済的に妥当なものとなっているか。

(2) 出資団体の監査

ア 出資団体関係

- (7) 経営成績及び財政状態は良好か。
- (4) 会計処理及び財産管理は、適正に行われているか。
- (7) 関係諸帳簿及び支払証書は、適正に整備・記帳されているか。

イ 所管部局関係

出資団体の経営成績等を十分に把握し、必要に応じて、出資者として適正に権利を行使しているか。

(3) 指定管理者の監査

ア 指定管理者関係

- (7) 施設は関係法令の定めるところにより適正に管理されているか。
- (4) 協定等に基づく義務の履行は適正に行われているか。
- (7) 利用料金の設定・収納、使用許可及び利用料金の減免手続は適正になされているか。
- (エ) 施設管理に係る収支会計経理は適正になされているか。
- (オ) 財産管理は適正に行われているか。
- (カ) 利用者の平等利用、利便性の向上に努めているか。

イ 所管部局関係

- (7) 事業計画書及び事業報告書の提出は適正に行われているか。
- (4) 指定管理料の算定・支払・精算は適正に行われているか。
- (7) 管理運営の評価・検証は適正に行われているか。
- (エ) 利用者ニーズ・要望等の把握と改善は適正に行われているか。

第7 監査の区分

監査の結果については、次の区分を用いて講評するものとした。

1 勧告

法令、要綱等に反するとともに、故意又は重大な過失により著しく適正を欠く事項で、特に措置を講ずる必要があると認められるもの

2 指摘

- (1) 法令、要綱等に明らかに反していると認められるもの
- (2) 法令、要綱等に反してはいないものの、経済性、効率性及び有効性の観点に著しく反していると認められるもの

3 意見

経済性、効率性及び有効性の観点から改善が必要と認められるもの

第8 随時監査の結果

- 1 工事名：令和7年度営生学継第27号津市南郊公民館建築工事
(建設部営繕課及び教育委員会事務局教育総務部生涯学習課)
- 2 請負業者名：株式会社アイケーディ
- 3 契約の種別：条件付一般競争入札（総合評価落札方式）
- 4 入札参加業者数：4者
- 5 契約年月日：令和7年12月19日
- 6 工期：当初 令和7年12月19日から令和8年9月4日まで
- 7 契約金額：180,378,000円（令和8年3月31日現在）
- 8 実施進捗率：16.1%（令和8年3月31日現在）
- 9 講評
監査した限りにおいて、監理・監督業務は、総括的に良好であると認められた。

第9 財政援助団体等監査の結果

- 1 財政援助団体の監査
 - (1) 津市職員共済組合（所管部局：総務部人事課）
 - ア 財政援助の概要（注）

津市職員福利厚生事業補助金の交付

財政援助の目的	地方公務員法第42条に基づき職員の福利厚生を図るために設置された「津市職員共済組合」が実施する諸事業について支援し、以て職員の保健、元気回復その他福利厚生 of 推進を図る	
交付の根拠	津市職員福利厚生事業補助金交付要綱	
対象事業の内容	福利厚生事業	
対象経費の内容	地方公務員法第42条に基づく職員の福利厚生事業として行う次の事業、庁内スポーツ大会、文化作品展、日帰りバスツアー事業、人間ドック等助成金、福利厚生代行サービスなど	
交付額	令和4年度	11,485,000円
	令和5年度	13,038,000円
	令和6年度	13,055,000円

(注) 財政援助の概要は、所管部局が提出した監査資料等を参考にまとめたものである。

イ 講評

津市職員福利厚生事業補助金に係る審査の形骸化について（指摘）

津市職員福利厚生事業補助金の交付確定の決裁においては、津市職員共済組合から提出された実績報告書に添付すべき領収書や実績資料等の添付を欠いたまま、所管部局において決裁がされていた。また、津市職員共済組合では、津市職員福利厚生事業補助金を財源とし認定クラブに助成金を交付しているが、対象経費を認定する際に、体育及び文化クラブの各助成基準に定められた対象経費以外の経費を認定した事例が認められ、所管部局においても同様にこれらを対象経費として認定していた。

所管部局、津市職員共済組合ともに、補助金審査の形骸化が見られることから、改めて助成基準に基づく審査を行うなど、所要の措置を講じられたい。

(2) 津市鳥獣害防止対策推進協議会（所管部局：農林水産部農林水産政策課）

ア 財政援助の概要（注）

鳥獣害防止対策推進協議会負担金の交付

財政援助の目的	野生鳥獣による農林水産業等の被害を防止するため、各関係機関の連携のもと獣害対策に取り組み、農林水産業の発展並びに地域住民の生活環境の改善を図る	
交付の根拠	有害鳥獣等対策事業「鳥獣害防止対策推進協議会負担金」の予算に基づく	
対象事業の内容	野生鳥獣による被害防止対策等に関する事業	
対象経費の内容	獣害対策等に係る費用	
交付額	令和4年度	10,825,000円
	令和5年度	10,332,000円
	令和6年度	10,209,000円

(注) 財政援助の概要は、所管部局が提出した監査資料等を参考にまとめたものである。

イ 講評

- (7) 鳥獣の捕獲等に係る許可証の返納及び結果の報告について（指摘）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の許可を都道府県知事から受けた者は、同条第11項及び第13項に、許可の有効期間が満了したときは、都道府県知事に、交付された許可証を返納しなければならない旨が定められている。

しかしながら、令和5年度及び令和6年度において、津市鳥獣害防止対策推進協議会は許可証の返納及び捕獲等の結果報告を行っていなかった。

今後は、このようなことがないように、同法を遵守されたい。

- (4) 会計処理規程等の適正化について（指摘）

津市鳥獣害防止対策推進協議会会計処理規程第2条について、令和4年4月1日に国において新たな鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱が施行されたにも関わらず、規程の改正が行われていなかった。また、同規程第4条に、鳥獣被害防止総合対策交付金の対象経費と、それ以外の会計は、区分して経理する旨が定められているが、区分されていなかった。

さらに、令和6年度において、津市鳥獣害防止対策推進協議会の収支決算書に記載された精算額と、同協議会から三重県知事へ提出された国からの交付金に係る実績報告書の精算額が一致していなかった。

今後は、このようなことがないように、会計処理規程には、最新の要綱等を反映させて改正するとともに、規程等に基づく適正な事務処理が行われるよう徹底されたい。

- (3) ひさい榊原温泉マラソン大会実行委員会（所管部局：スポーツ文化振興部スポーツ振興課）

ア 財政援助の概要（注）

マラソン振興事業補助金の交付

財政援助の目的	ひさい榊原温泉マラソン大会の開催に対して支援を行い、参加者の健康増進及び体力向上並びに相互の仲間づくり及び交流の輪を広げる場の提供を目的とする	
交 付 の 根 拠	令和４年度及び５年度 津市地域かがやきプログラム事業補助金交付要綱 令和６年度 津市スポーツ振興事業補助金交付要綱	
対象事業の内容	事業費	
対象経費の内容	報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費	
交 付 額	令和４年度	３，０００，０００円
	令和５年度	３，０００，０００円
	令和６年度	３，０００，０００円

（注）財政援助の概要は、所管部局が提出した監査資料等を参考にまとめたものである。

イ 講評

監査した限りにおいて、当該団体の補助金に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているものと認められた。

(4) 君ヶ野ダム公園桜まつり実行委員会（所管部局：美杉総合支所地域振興課）

ア 財政援助の概要（注）

君ヶ野ダム公園桜まつり事業補助金の交付

財政援助の目的	過疎地域のまちづくりにおける人材育成や市民活動への参加促進効果があり、過疎地域の歴史及び伝統文化の継承、保全及び活用により地域振興を図る	
交 付 の 根 拠	令和４年度及び５年度 津市地域かがやきプログラム事業補助金交付要綱 令和６年度 津市過疎地域振興事業補助金交付要綱	

対象事業の内容	過疎地域のまちづくりにおける人材育成に係る事業、過疎地域の歴史及び伝統文化の継承、保全及び活用に係る事業等	
対象経費の内容	補助事業に要する費用（事業費及び事務費）	
交 付 額	令和４年度	３９５，０００円
	令和５年度	２，６５０，０００円
	令和６年度	２，６５０，０００円

（注）財政援助の概要は、所管部局が提出した監査資料等を参考にまとめたものである。

イ 講評

監査した限りにおいて、当該団体の補助金に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているものと認められた。

(5) 津市人権・同和教育研究協議会（所管部局：教育委員会事務局学校教育部人権教育課）

ア 財政援助の概要（注）

津市人権・同和教育研究協議会事業補助金の交付

財政援助の目的	津市人権・同和教育研究協議会が実施する人権教育に関する研究事業、人権啓発推進事業等を支援することにより、本市における人権が尊重される明るく住みよい社会の実現を図る
交 付 の 根 拠	津市人権・同和教育研究協議会事業補助金交付要綱
対象事業の内容	人権教育及び人権啓発の推進に係る研修会及び講演会の実施に関する事業、人権教育及び人権啓発の推進に係る調査研究及び広報に関する事業、地域人権ネットワークの構築に関する事業、その他市長が適当と認める人権教育及び人権啓発の推進に関する事業
対象経費の内容	補助事業に要する事業費 （報償費、旅費、需用費、印刷製本費、役務費、使用料・賃借料）

交 付 額	令和４年度	6, 200, 000円
	令和５年度	6, 200, 000円
	令和６年度	6, 200, 000円

(注) 財政援助の概要は、所管部局が提出した監査資料等を参考にまとめたものである。

イ 講評

(7) 津市人権・同和教育研究協議会事業補助金に係る審査の形骸化について（指摘）

津市人権・同和教育研究協議会事業補助金交付要綱第３条第１項において、交付の対象となる経費は、飲食に要する費用を除く旨が定められている。

しかしながら、令和６年度に、津市人権・同和教育研究協議会が県外出張を行った際の旅費について、朝食料金を含めた宿泊費全額を補助対象経費と認定した事例が認められた。

補助金審査に形骸化が見られることから、改めて要綱に基づく審査を行うなど、令和６年度の補助金について、所要の措置を講じられたい。

(4) 旅費と通勤手当の重複支給に対する補助金の充当について（指摘）

津市人権・同和教育研究協議会の事務局職員は、通勤手当の支給対象となる場合があるが、令和６年８月分の通勤手当が支給されている職員が、同月内に用務のため、自宅から事務局へ移動したことを理由に、旅費（車賃）を支給されていることが確認された。

職員が勤務のため、その者の住居と勤務箇所との間を往復する経路分に対し、月額固定の通勤手当が支給されるのであれば、自宅と事務局への移動に対し旅費（車賃）を支給することは重複支給に当たり、当該重複支給分を補助対象経費とすることも補助金の使途として妥当性を欠くものである。

令和６年度の補助金について、同様の状況が無いか調査し、所要の措置を講じられたい。

(7) 補助金事務の適正化について（意見）

津市人権・同和教育研究協議会の旅費に関する規程第９条別

表第１には、宿泊料の額は１夜につき１０，０００円と定められているが、令和４年度及び令和６年度の県外出張において、宿泊料が規定の額を超えることとなったため、津市人権・同和教育研究協議会と所管部局の間で協議し、宿泊料全額に補助金を充当することを決定していた。

しかしながら、この決定は全て口頭で行われており、どのような理由により決定したのか記録が残されていないことが確認された。補助金が貴重な税金を原資とするものであることを踏まえると、規定を超える特例的な運用をするのであれば、その事案の処理は、口頭ではなく、原則として文書により行われるべきである。

今後は、このようなことがないよう、補助金事務の見直しを検討されたい。

２ 財政援助団体及び出資団体の監査

(1) 中勢森林組合（所管部局：農林水産部林業振興室）

ア 出資団体の概要（注）

出 資 金	9 7 , 1 4 0 , 0 0 0 円			
市の出資の状況	出 資 額	2 9 , 4 3 5 , 0 0 0 円		
	出 資 比 率	3 0 . 0 %		
主な業務の内容	加工販売、森林整備、森林管理、購買			
財 務 の 状 況	資 産	1 , 2 9 8 , 1 5 5 , 9 9 5 円		
	負 債	4 0 7 , 7 8 1 , 4 6 1 円		
	純 資 産	出資金	9 7 , 1 4 0 , 0 0 0 円	
		剰余金	7 9 3 , 2 3 4 , 5 3 4 円	
		負債・純資産合計	1 , 2 9 8 , 1 5 5 , 9 9 5 円	
損 益 の 状 況	事 業 利 益	5 4 , 7 2 3 , 6 5 5 円		
	経 常 利 益	5 7 , 9 4 9 , 2 3 3 円		
	当期剰余金	4 6 , 8 7 7 , 8 7 6 円		

（注）出資団体の概要は、所管部局が提出した監査資料及び第５３期（令和６年４月１日～令和７年３月３１日）の収支決算書を参考にまとめたものである。

イ 財政援助団体の概要

(7) 森林整備地域活動支援交付金の交付

財政援助の目的	森林経営計画作成のため、所有者の特定、境界の確認及び森林所有者の同意取り付け等にかかる経費について支援するため	
交 付 の 根 拠	津市森林整備地域活動支援交付金交付要綱	
対象事業の内容	森林経営計画作成促進及び森林境界の明確化などに向けた活動	
対象経費の内容	対象活動における人件費及び連絡費等	
交 付 額	令和4年度	7,002,000円
	令和5年度	6,979,000円
	令和6年度	9,800,000円

(4) 林地残材搬出促進事業補助金の交付

財政援助の目的	みえ森と緑の県民税市町交付金を活用し、森林内に放置されている間伐材の搬出を促進することで、災害に強い森林づくりを推進するため	
交 付 の 根 拠	津市林地残材搬出促進事業補助金交付要綱、津市林地残材搬出促進事業補助金実施要領	
対象事業の内容	搬出されずに林内に残置されている木材の搬出	
対象経費の内容	作業費、燃料費及び重機車両損料等、林地残材の搬出にかかる経費	
交 付 額	令和4年度	25,875,100円
	令和5年度	19,799,300円
	令和6年度	26,228,400円

(7) 強い森林づくり促進事業補助金の交付

財政援助の目的	人工林を適切に維持管理することで林業の活性化を図るとともに、森林の有する多面的機能の増進を図るため、国及び三重県の間伐等補助事業への市による追加支援を行う	
交 付 の 根 拠	津市農林業振興補助金交付要綱、強い森林づくり促進事業補助金実施要領	
対象事業の内容	国及び三重県の補助対象となる間伐、作業道開	

	設・改良、植栽事業に対する上乗せ補助	
対象経費の内容	三重県が定める標準単価に事業量を乗じて得た額から当該事業について国及び三重県から交付される補助金の額を控除した額	
交 付 額	令和４年度	３０，８４３，０００円
	令和５年度	２７，７０３，５５７円
	令和６年度	１６，７１８，０００円

(イ) 小規模森林整備促進事業補助金の交付

財政援助の目的	森林の持つ公益的機能を発揮させるため、森林所有者等が自ら行う施業面積が５ｈａ未満の小規模森林の整備（間伐及び植栽）に対する支援を行う	
交 付 の 根 拠	津市小規模森林整備促進事業補助金交付要綱、津市小規模森林整備促進事業補助金実施要領	
対象事業の内容	森林所有者等が自ら行う施業面積が５ｈａ未満の小規模森林の整備（間伐及び植栽）に対する支援	
対象経費の内容	三重県が定める標準単価に施業地面積を乗じた額	
交 付 額	令和４年度	４，４４８，８８３円
	令和５年度	５，４４４，８５６円
	令和６年度	３，７１３，９７６円

（注）財政援助の概要は、所管部局が提出した監査資料等を参考にまとめたものである。

ウ 講評

監査した限りにおいて、当該団体の出資に係る出納その他の事務及び当該団体の補助金に係る出納その他の事務の執行が正確かつ適正に行われていると認められた。

３ 出資団体の監査

- (1) 株式会社まちづくり津夢時風（所管部局：商工観光部商業振興労政課）

ア 出資団体の概要（注）

資 本 金	３０，０００，０００円	
市の出資の状況	出 資 額	１４，９００，０００円
	出 資 比 率	４９．７％

主な業務の内容	市街地再開発、観光開発、市街地整備等まちづくりに係る調査研究、企画調整、事業推進及び実施、商店街、商店の販売促進のための共同事業等、商業振興を図るための企画、運営、指導及び情報提供等、駐車場経営及び運営、管理業務等		
財 務 の 状 況	資 産	37,866,406円	
	負 債	1,417,313円	
	純 資 産	資本金	30,000,000円
		剰余金	6,449,093円
	負債・純資産合計		37,866,406円
損 益 の 状 況	営 業 利 益	1,023,252円	
	経 常 利 益	1,023,252円	
	当 期 純 利 益	838,252円	

(注) 出資団体の概要は、所管部局が提出した監査資料及び第26期(令和6年4月1日～令和7年3月31日)の収支決算書を参考にまとめたものである。

イ 講評

- (7) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約の在り方について(意見)

令和4年度及び令和5年度商店街魅力発信・学生連携活性化業務委託、令和6年度商店街魅力発信・若者連携活性化業務委託について、中心市街地の商業の活性化に資する事業に取り組んでいること等を理由に地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約を行っているにも関わらず、委託業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的業務とは言い難い業務について一部再委託の承認を行っていた。

なお、監査対象年度内において一部再委託承認に係る範囲の見直しはされていたが、依然として一部再委託ありきの業務委託内容となっていることから、競争入札の適用を含め契約の在り方についても検討されたい。

- (4) 出資の目的について(意見)

株式会社まちづくり津夢時風は、地方公共団体から独立した事業主体として、公共性、公益性が高い事業を行う法人である。

その経営は、原則として自助努力によって行われるべきである

が、法人の収益は所管部局からの地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約による受託事業のみとなっている。

現在は独自事業が行われていないことから、当初の出資の目的を鑑み、委託事業の発注を含め事業の公共性、公益性、法人形態、存続の前提となる条件等、時勢に即した存り方について検討されたい。

4 指定管理者の監査

(1) 蔦井株式会社（所管部局：市民部市民交流課）

ア 指定管理の概要（注）

施 設 の 名 称	久居駅東口公共自転車等駐車場	
施 設 の 設 置 目 的	原動機付自転車又は自転車を利用する者の利便を確保するとともに、駅周辺の交通の安全確保を図る	
建 築 年	令和2年	
指 定 管 理 業 務 の 範 囲	駐車場の使用の許可に関する業務、駐車場の施設、設備器具等の維持管理に関する業務、その他市長が必要と認める業務	
選 定 方 法	公募	
指定管理料の有無	無し	
指 定 管 理 料 の 精 算 の 有 無	無し	
指 定 管 理 者 の 経 営 状 況 (令和6年度)	収入	5, 147, 600円
	支出	6, 287, 000円
	収支差引	△1, 139, 400円
主な施設利用の状況（令和6年度）	利用者数：9, 665人、利用件数：9, 665件	
指定管理者総合評価（令和6年度）	やや悪いの数	無し
	悪いの数	無し

（注）指定管理の概要は、所管部局が提出した監査資料等を参考にまとめたものである。「△」は損失を意味する。

イ 講評

(7) 募集要項に定める応募資格の確認について（指摘）

久居駅東口公共自転車等駐車場の指定管理者募集要項の応募資格として「本社、本店又は営業所、事務所等を市内に有するなど、事故など緊急な対処を要する事態が発生した場合に迅速に対応できる者」と定めているが、指定管理者は市内に事業所等を有しておらず、緊急の対処を要する場合においても当該指定管理者が委託する岐阜県内のサポートセンターが対応することになっている。

現地での緊急対応が可能とは言い難い状態であることから、事故発生時の指定管理者による緊急対応が可能な体制を構築するなど、所要の措置を講じられたい。

(イ) 第三者委託の是非について（指摘）

地方自治法第244条の2第3項では、普通地方公共団体は条例に定めるところにより法人その他の団体で当該普通地方公共団体が指定するものに公の施設の管理を行わせることができる旨を定めており、これにより指定管理者に行政処分を行わせることが可能とされている。

しかしながら、久居駅東口公共自転車等駐車場運営の管理・受付業務においては、指定管理者より一部再委託契約に係る承認申請書が提出され、所管部局は十分な検討を行わないまま漫然と当該一部再委託契約を是とし、これを承認した。

実態として、津市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例に定める行政処分を含む業務を指定管理者が直接行っておらず条例に違反した状態であることから、早急に一部再委託業務の是正を行う等、所要の措置を講じられたい。

(ロ) 仕様書に定める管理運営に係る条件の遵守について（指摘）

久居駅東口公共自転車等駐車場指定管理業務仕様書では「有人管理時間内には管理室に職員を必ず1名以上配置すること」と管理運営に係る条件が付されているが、実態としては、指定管理者の職員が配置されることはなく、一部再委託先が担っていた。

仕様書の規定に違反した状態であることから、所要の措置を講じられたい。

(2) 新三商事株式会社（所管部局：河芸総合支所地域振興課）

ア 指定管理の概要（注）

施 設 の 名 称	道の駅津かわげ	
施 設 の 設 置 目 的	本市の特産品等の展示・販売及び地域資源等に係る情報の発信を行うとともに、交流・連携の場及び休憩の場として提供し、さらには地域の防災拠点として活用することにより、本市の魅力発信、地域の活性化及び道路利用者の利便性の向上並びに地域の防災機能の充実に図り、もって地域の振興及び本市の発展に資するため	
建 築 年	平成 2 7 年	
指 定 管 理 業 務 の 範 囲	本市の特産品等の展示・販売及び地域資源等に係る情報発信のための企画及び運営に関する業務、交流・連携の場としての提供に係る企画及び運営に関する業務、防災拠点として活用される場合における支援・協力に関する業務、道の駅の施設、設備器具等の維持管理に関する業務、その他 市長が必要と認める業務	
選 定 方 法	公募	
指定管理料の有無	無し	
指 定 管 理 料 の 精 算 の 有 無	無し	
指 定 管 理 者 の 経 営 状 況 (令 和 6 年 度)	収入	5 2 6 , 2 9 0 , 0 0 0 円
	支出	5 2 5 , 6 3 3 , 5 2 7 円
	収支差引	6 5 6 , 4 7 3 円
主な施設利用の状況 (令 和 6 年 度)	利用者数 : 7 7 3 , 8 5 7 人	
指定管理者総合評価 (令 和 6 年 度)	やや悪いの数	無し
	悪いの数	無し

(注) 指定管理の概要は、所管部局が提出した監査資料等を参考にまとめたものである。

イ 講評

(7) 要求水準書の遵守について (指摘)

要求水準書には、指定管理者に関する会計は独立した会計とし、

指定管理者が行う他の業務の会計と区分するものとし、団体（法人）等自身の口座とは、別の独自口座で管理すると規定されているにも関わらず、会計の区分及び独自口座での管理がされていなかった。

また、要求水準書に規定されている自主事業に係る指定管理者の認識不足等、指定管理者の業務体制実態は要求水準書と乖離していた。

所管部局は、確認、指導する機会があったにも関わらず、不適合の認識がなく容認されている現状があるため、改善策を講じられたい。

(4) 総合評価について（意見）

総合評価については、指定管理者から提出される事業計画書及び年間事業報告書等をもとに実施されるものである。

毎年度提出される事業計画書では各部門別（地域特産物、産直、レストラン、自動販売機）に区分毎に計画されているが、年間事業報告書では、物産については合算した売上高しか記載されていないことから、区分別の実績確認など内容について具体的な把握ができないにも関わらず、所管部局は指導することなく、総合評価を実施していた。

また、要求水準書「5 事業計画等」の成果目標の本来の目的は、必須項目にこだわらず、事業計画書、月例業務報告書及び事業報告書に記載された各項目のうち、重点項目への具体的な取組となる行動計画とその計画に対するPDCAサイクルがどのように実行されたのかチェックできる内容とすることにより、指定管理者の評価を適正に行うためのものであるが、いずれも形式的な内容にとどまり、施設の運営及び収支状況の実態を正確に把握するためには、十分とは言えなかった。

地域物産及び特産品等の展示・販売については、委託販売方式で行われ、手数料は低率に抑えられ、さらに地域貢献及び生産者等の負担軽減への対応も指定管理者に求めており、利益を上げるには、企業努力を求める仕組みとしていることから、所管部局においてもその企業努力を評価する知見が求められている。

事業の安定性、継続性を確保するためにも、所管部局は、運営

及び収支状況を把握した上で、総合評価を実施されたい。

- (3) 一身田寺内町の館運営委員会（所管部局：教育委員会事務局教育総務部生涯学習課）

ア 指定管理の概要（注）

施 設 の 名 称	津市一身田寺内町の館	
施 設 の 設 置 目 的	一身田寺内町における地域固有の歴史、文化等の紹介、案内等を通じて、地域の文化財の保護、保存及び活用を図るとともに、住民による積極的な交流の場として供し、地域社会の健全な発展の促進及び住民福祉の増進を図る	
建 築 年	平成 1 4 年	
指 定 管 理 業 務 の 範 囲	一身田寺内町の館の使用の許可に関する業務、一身田寺内町の館の施設、設備器具等の維持管理に関する業務、その他市長が必要と認める業務	
選 定 方 法	非公募（地域主体性）	
指 定 管 理 料 の 有 無	有り (令和 6 年度：3, 5 7 9, 0 0 0 円)	
指 定 管 理 料 の 精 算 の 有 無	無し	
指 定 管 理 者 の 経 営 状 況 (令和 6 年度)	収入	4, 2 2 0, 6 5 3 円
	支出	3, 9 4 4, 0 2 8 円
	収支差引	2 7 6, 6 2 5 円
主な施設利用の状況（令和 6 年度）	利用者数：8, 8 0 6 人、利用件数：1 4 8 件	
指 定 管 理 者 総 合 評 価 (令和 6 年度)	やや悪いの数	無し
	悪いの数	無し

（注）指定管理の概要は、所管部局が提出した監査資料等を参考にまとめたものである。

イ 講評

- (ア) 津市一身田寺内町の館の設置及び管理に関する条例の遵守について（指摘）

津市一身田寺内町の館の設置及び管理に関する条例第16条において、利用料金は当該使用許可の際に指定管理者に支払わなければならないと定めているが、利用当日に利用料金の徴収が行われていた。

また、同条の別表で時間区分ごとの会議施設の利用料金を定めているが、冷暖房設備使用時の加算額の端数処理誤りが多数あり、時間区分と徴収金額が一致しない事例や、条例に定めのないロビーの使用に対して料金を徴収している事例もあった。

さらに、利用当日に冷暖房設備を使用するとして施設の利用申請をした者に対して、冷暖房設備使用時の加算額の徴収をしていない事例が散見されたが、どのような理由により加算がされなかったのか記録が残っていない状態であった。

徴収誤りについて所要の措置を講じるとともに今後は、同条例を遵守した事務を徹底されたい。

(4) 津市一身田寺内町の館の設置及び管理に関する条例施行規則の遵守について（指摘）

津市一身田寺内町の館の設置及び管理に関する条例施行規則第5条において、会議施設の使用許可申請書の提出期間が定められており、同規則第8条において、使用許可の取消しを受けようとするときは、使用許可取消届に許可書を添えて指定管理者に提出しなければならないと定められている。

しかしながら、提出期間外の申請に対して、使用許可を行っている事例が多数あり、規定に依らず使用許可を取り消している事例もあった。

また、同規則において使用許可申請書等の様式を定めているが、異なる様式の申請書を使用していた。

今後は同規則を遵守した使用許可申請に係る事務を徹底されたい。

(7) 給与に係る所得税等の源泉徴収について（指摘）

毎月、職員に対して勤務日数に応じた給与と広報活動に従事した時間給を支給しているが、所得税及び復興特別所得税を源泉徴収していなかった。

任意団体であっても、所得税法上の源泉徴収義務者となること

から、指定管理者は適正な源泉徴収事務を行われたい。

(エ) 要求水準書の見直しについて（意見）

要求水準書において、指定管理者が行う業務等のその他教育委員会が必要と認める事項として、入館者及び観光施設等で配布するため、各年度パンフレット15,000部、カード5,000枚、キーホルダー150部以上の発注を行うよう求めている。

しかしながら、実態としてパンフレットは過年度の余剰品と外部団体からの受領品のみを配布して新規の発注を行っておらず、カード及びキーホルダーは不足分の補充のみを行い、作成数量を正確に把握していなかった。

実態に合わない数量の発注指示は在庫の過剰保有や収支の悪化をもたらすことから、指定管理期間の満了時には同内容の必要性を含めた検討をされたい。

第10 結び

監査の結果に基づき、総括としての意見を述べて、本件監査の結びとする。

1 文書の作成及び管理等について

今回の財政援助団体等監査の対象とした所管部局及び団体において、文書の作成及び管理等が適正にされていない事象が散見された。

具体的には、財政援助団体等から所管部局に提出された報告書等の数字に誤りがあるにも関わらず、精査なく受理されている、会議及び協議等についての記録がない、意思決定が口頭でなされ文書としての記録が残されていない故に、判断の経緯及び根拠所在が曖昧になっている等、提示された文書の真正性の疑義はもとより、真偽について客観的に確認することができない事例等が見受けられた。

文書を作成し、管理することは、業務の執行を記録し、組織内外における情報共有を図り、意思決定の過程及び事実を明確化することにより、説明責任を果たす際、事実の証明に不可欠である。

このことから、組織の信頼性、透明性を高めるため、適正な文書の作成及び管理に努められたい。

2 業務委託契約における再委託について

調達契約課長発出の平成23年8月22日付け事務連絡「業務委託契

約における再委託について」において、一部再委託の承認を行う際に留意すべき事項等が明示されているにも関わらず、当該事務連絡に示される判断基準に抵触する内容で一部再委託の承認が行われていた。

また、当該事務連絡には、一部再委託の承認を行う際の事務手続が明示されているにも関わらず、受注者側から一部再委託の承認手続がなされていないものや、発注者側からの一部再委託承認結果通知書の未交付のほか、承認決定後に提出されるべき書類の確認不足が散見されるなど当該事務連絡の存在に対し認識なく事務が行われている実態が認められたため、改めてその内容を再確認し、今後は、適正な事務を執行されたい。

3 適正な補助金交付事務について

地方自治法第232条の2において普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができると規定されている。

補助金交付事務は、その多くが津市補助金等交付規則及び津市補助金審査事務規程に基づいて行われており、その他にも、所管部局の補助金交付要綱や、財政援助団体が作成した規則及び基準等が整備されているにも関わらず、特例的な判断が行われていた事例や、担当者の認識不足により交付対象経費が誤認定された事例、また、財政援助団体から実績報告書が提出された際に、必要な証憑書類が添付されていないにも関わらず、補助金審査が行われていた事例等が認められた。

補助金の交付は、当該補助事業の目的や費用対効果を十分検討した上で、補助金の目的、対象経費を明確にし、交付の要件、手続を明示することによって行われるべきものであるため、所管部局及び財政援助団体においては、適正な補助金交付事務が行われているか、改めて確認されたい。

4 指定管理者制度の運用上の課題について

行政経営課発出の指定管理者制度運用等指針には、「要求水準書（又は仕様書）は、当該施設の管理・運営に当たり、条例の趣旨等を踏まえた上で、本市が指定管理者に対し要求する業務の水準を示すもので、民間事業者の創意工夫を発揮させ、住民サービスの質の向上や管理・運営経費の縮減をめざすために作成するものです。」とされているにも関わらず、要求水準書と実際の管理及び運営状況に乖離がみられ、所管部局

及び指定管理者において、その認識もなく、要求水準書に対するチェック体制の形骸化が見受けられた。また、所管部局は、要求水準書及び協定書等に従って適正かつ確実にサービスの提供がなされているか否かを判断するために、モニタリング評価及び総合評価を実施することとなっているにも関わらず、業務実態を的確に見極めることなく、形式的な総合評価を行っていた。

これらのことから、指定管理者から提出される事業計画書、月例報告書及び事業報告書等に記載された各項目のうち、重点項目への具体的な取組となる行動計画とその計画に対し、検証可能な内容において総合評価を行い、施設の運営及び経営状況の把握を行った上で、業務実態を的確に見極め、本来の目的である「民間活力の導入」、「住民サービスの質の向上及び効率化」の視点に立ち、適正な指定管理者制度の運用を図られたい。

さらに、指定管理者制度の運用上の課題については、単なる制度運用の問題だけでなく、人件費及び物価の高騰、人口減少、公共施設の老朽化等、社会全体の構造的な変化が大きく影響を及ぼすことから、所管部局と指定管理者の共創による根本的な対応が求められている。

しかしながら、総じて、経費削減に重きを置くあまり、指定管理者が施設運営から得られる利益の減少等、指定管理者の抱える問題への認識不足及び住民サービスの質の向上への関わりが希薄になっている現状が認められた。

特に近年の社会情勢による人件費及び物価の高騰分を指定管理者の努力だけに求めることは、指定管理者の経営基盤を揺るがしかねない。所管部局は、事業報告書等から事業全体の収益等を把握し、年度協定書締結の際には、賃金水準等の変動を踏まえ適正に積算した上で、賃金スライド制を導入する等、適正な指定管理者制度の運用を検討されたい。

5 今後における適正な事務執行について

今回の財政援助団体等監査を通じ、特に継続的な業務について、何ら検証されることなく、過去の前例を漫然と踏襲し、結果、遵守すべき関係法令等の不知、誤った解釈により、行政手続における問題点に気づくことなく処理されていた事例が見受けられた。法令遵守の基本は言うまでもなく、現行の条例等が社会情勢と乖離し、事務執行に困難を来している場合があるのであれば、実態に即した規定となるよう改正も含め、

適宜見直しを行い、職員一人ひとりが適正な事務の執行に取り組まれることを期待するものである。

以上